

官報

号外

昭和二十七年五月六日

○第十三回 衆議院會議録第三十八号

昭和二十七年五月六日(火曜日)

議事日程 第三十七号

午後一時開議

第一 公期延長の件

第二 耐火建築促進法案(鈴木仙八君外十三名提出)

第三 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件
日程第一 公期延長の件
木村法務総裁のメーデー当日の騒
ぎ、事件についての報告及び
質疑

教育施設の復原、確保に関する決
議案(甲木保君外二十三名提出)

日程第二 耐火建築促進法案(鈴
木仙八君外十三名提出)

●復興都市借地家臨時処理法第二
十五條の二の災害及び同條の規
定を適用する地区を定める法律
案(稲田直道君外八名提出)

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障條約第三條に基く行政
協定に伴う刑事特別法案(内閣
提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

提出、参議院同付)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く法務府関
係諸命令の措置に関する法律案
(内閣提出、参議院同付)

午後二時三十分開議

○副議長(岩本信行君) これより公議
を開きます。

第一 公期延長の件

○副議長(岩本信行君) 日程第一、公
期延長の件につきお諮りいたします。
今回の公期は明七日をもつて終了す
ることになっておりますが、明後八日か
ら六月六日まで三十日間公期を延長し
たいと思ひます。これに御異議あり
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて公期は三十日間延長
するに決しました。

メーデー当日の騒ぎ、事件につ
いての木村法務総裁の報告

○副議長(岩本信行君) 木村法務総裁
から、メーデー当日の騒擾事件につ
いて報告を求められております。この際
これを許します。法務総裁木村篤太郎
君。

「(國務大臣木村篤太郎君登壇)

○國務大臣(木村篤太郎君) 去る五月

一日、メーデー当日におきまして騒擾事
件の概況、被害状況、その後の取締り
状態及び背後状態について申し述べた
いと存じます。

わが國の独立回復後初めて迎へまし
た去る五月一日メーデーに際しまし
て、労働者諸君の集会デモ等の諸行事
が全国各地において挙行され、その数
は五百二十箇所、参加人員百八千人を
数えるに至つておりますが、良識ある
労働者諸君の自覚のもとに、おおむね
無事平穩裡に行事がとり行われたので
ございます。ところが、不幸にして東
京都内を初め京都その他数箇所におき
ますところの、メーデー行事に便乗し
た一部極左的破壊分子の策動によりま
して、前例を見ない、きわめて悪質な
不祥事件の発生を見たことは、まことに
遺憾にたえない次第であります。

まず東京都内における騒擾事件の概
要について申し上げます。

今回の中央メーデーは、明治神宮外
苑公園前を会場としたしまして、午
前十時三十分ごろから、いわゆる統一
メーデーとして催され、きわめて盛大
な行事が行われましたが、大会の中途
において、石川島労働組合約三十名を
初め、全学連、職安組、約百名
が突如相次いで演壇に殺到し、不法に
もスピーカーを占拠したのであります。
す。しかして、参会者に対して実力を
もつて人民広場へ行くなどと激烈な
口調で煽動し、一方、その間会場内外

にあふれた参会者に対し、都学連傘下
の学生その他極左分子等は数班にわか
れて列中を縫ひ、人民広場に行こう、
人民広場を力で取返せとデモがなされ
たり、また「アカバタ」復刊第一号、
「球根栽培法」「平和」「独立」「平和
と独立のために」等というパンフレッ
トを、資金カンパと称して販売すると
ともに、激烈な内容の暴言罵詈雑言を
散佈したのであります。

やがて大会終了の後、午後零時四十
分ごろ、五方面にわかれてデモ行進に
移り、東部、西部及び北部方面のデモ
隊は予定の解散地点に至り平穩裡に解
散いたしました。ところが、日比谷公園を解散
地点とする南部及び中部のデモ隊は、
行進の途中、全学連、自由労働、在日
朝鮮人らの一部極左分子の誘導により
ましてジグザグ行進を行い、途中投石
し、窓ガラスを破壊したり、あるいは
外人記者に暴行を加える等のごとがあ
りました。午後二時二十分ごろから
日比谷公園に到着し、大多数の體健な
労働組合員等は予定通り速次解散した
のであります。

しかるに、全学連及び左翼系青年団
体員を先頭に、朝鮮人、日雇い労働者
らの極左的破壊分子約二千五百名は、
スクラムを組み、日比谷公園正門を出
て、都電交差点において、警官の阻止
するのを突破して北上し、途中第一相
互ビル前に駐車中の外人自動車十数台

昭和二十七年五月六日 衆議院會議録第三十八号 公期延長の件

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

昭和二十七年五月六日

第三十八号

官報

号外

昭和二十七年五月六日

衆議院會議録第三十八号

公期延長の件

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村法務大臣の報告

六七七

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 メーデー当日の騒ぎ、事件についての木村國務大臣の報告

六七八

に投石し、窓ガラス等を次々に破壊し、つづつ無許可デモ行進を続け……

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 梨木君、御前

○国務大臣(木村篤太郎君)(続) 折から馬場先門を警備中の約三十名の警官の警戒線をも突破して、遂に皇居前広場にたれ込んだのであります。

そのころ、二重橋前附近においては、すでに警察官約二百五十名が警備しておりましたが、乱入した暴徒は、氣勢を上げて、指揮者の号令のもとに、警察官に対し一斉に投石したり、あるいは持つておりましたところのこん棒を振り、竹やりでつづつ込む等、寡勢の警察隊に対し執拗な攻撃を繰返し、警察隊側にも負傷者続出し、警官の一名は内ばりに突き落とされるという事態に立ち至つたのであります。

そのため、警察隊は後退を余儀なくされ、二重橋前附近に移動をするうち、ようやく警察隊も増強され、約二千五百名となつたのでありますが、他方暴徒はさらにその数を増し、約六千名となり、その組織的な攻撃はますます熾烈となり、警察官隊のこれら暴徒鎮圧のため使用した催涙弾も遂にその効を奏せず、警官の負傷者増え、生命、身体の危険を避けるため、やむを得ず警銃を使用するに至り、暴徒はようやく後退を始めたので、警察隊は一挙に暴徒を祝田橋附近まで押し返し出

したのであります。しかし、その際暴徒は警察官三名を捕え、こん棒にて殴打し、重傷を加えた上、これを祝田橋附近外ばりに突き落とし、はい上らんとする彼らに対し、さらに石ころを頭上に投下するなど、暴徒の限りを盡したのであります。

しかも、その間、暴徒の一隊約五百名は祝田橋附近を通行あるいは停車中の外人自動車等にこん棒、石ころを投げたり、その窓ガラスを破壊する等の暴行を続けたのであります。ここにおいて、警察隊はやむなく発砲して、盛んに攻撃する暴徒を祝田橋から北比谷公園北側電車通りに押し出したのであります。

暴徒は電車通りに駐車中の外人自動車十数台を占拠させて火を放ち、炎上せしめ、これが消火に出動した消防車等にまで投石を続けるなど、破壊的行動の限りを盡し、首都中心地城一帯の静謐を著しく擾乱したのであります。また、逐次増強された警察隊により追ひ散らされ、同日午後五時三十分ごろに至つて、ようやく解散するに至つたのであります。以上が、今回の騒擾事件の概況であります。

次に被害状況について申し述べます。現在までに判明いたしました被害状況は次の通りであります。警察官の負傷者は、重傷者八十三名、全治三週間以上、軽傷者六百七十八名、合計七百六十一名、外人の負傷者は合計十二名……

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御静慮に願います。

○国務大臣(木村篤太郎君)(続) 暴徒側負傷者は推定約二百名、他に暴徒側に死亡者一名を出しているのではありませんが、同人は検事の死体検視の際、ズボン右ポケット内に小石十数個を入れているのを発見したので、騒擾事件現場において暴徒として重要な役割を演じた者と推定されるのであります。

なお本件における警察官の死傷は、前述の通り、暴徒の襲撃によつて自己または他人の生命、身体に対する急迫不正の侵害に対する防衛のためなされたものと認められるのであります。次に物的被害につきましても、警察側、オートバイの焼却が一合、米軍側、公用または外人所有自動車焼却が十四合、米軍側、公用または外人所有自動車損壊百一合、警察官所持の警銃三挺を奪われたのであります。

次に事件の措置について申し上げます。本事件の暴徒関係者に対しては、当日現場において放火罪、公務執行妨害罪等の現行犯として八名を逮捕しましたが、検察庁におきましては、今次事件を騒擾事件と認定いたしましたし、昨五日までに騒擾罪等の罪名のもとに逮捕した者は合計二百二十五名に達しております。目下引続き東京地方検察庁及び東京警視庁においては、国警本部、特別捜査局等の協力のもとに事件関係者の徹底的究明に當つており

ますので、逮捕者の数は今後相当地増加する見込みであります。なお逮捕された者のうち日本共産党員または北朝鮮朝鮮人等が多く、相当多数の極左分子のいることが判明しておるのであります。

検察庁においては、目下全力をあげて右の事件の被疑者の確定逮捕、証拠の収集に當り、特にその背後関係、計画性の有無等、事件の全貌の究明に努めておるのであります。真相判明次第、断固として処断する所存であります。

次に本事件の性格を申し上げます。目下検察庁において捜査進行中であり、また、たゞいまの段階的なことは差控えますが、今回のメーデーデモの参加者の大部分を占める超群衆下の組織的な労働組合員は、終戦平穩裡に行事を行い、予定の解散地点においてそれ〴〵無事解散したのであります。

が、本件は、一部極左的破壊分子が、群衆の興奮を利用して、激越な煽動によつて行つた計画的、組織的な暴挙でありまして、彼らのいわゆる軍事委員会等の指導による計画的軍事活動として実践されたものと考へられる箇所があるものであります。實際騒擾に加つたと思はれる暴徒は、それ〴〵あらかじめ用意していた日本共産党地区委員会、同細胞旗、北朝鮮国旗等のほか、竹やり、くぎつげプラカード等を振りかざし、これを武器として使用していたのであります。その数およそ六千

名、内訳、旧全労連系分組員及び自由労働組合員約千名、全学連系左翼学生約二千名、極左系朝鮮人二千数百名程度と推定されるのであります。

なお、今日までに騒擾罪容疑で検察した者について年齢層を見ますと、三十才未満の青少年が全体の約三分の二を占め、また学生、朝鮮人、自由労働者、日本共産党細胞員などの占める割合が比較的多いといふことは、この暴挙に参加した者が、特定の年齢層とある種の組織体に属する階層であることを推知せしめるものであります。

なお、今回のメーデーに際し、全国的な特異な事案といつたしましては、東京以外では、京都における府庁、市役所、五條警察署及び派出所に対する襲撃、破壊活動の事件を初め、仙台、姫路、大津、八日市、名古屋、横浜、神戸等の各地において若干暴力犯の発生を見ております。京都における事件は、公務執行妨害等の罪名で六十三名を檢挙し、目下捜査中であり、警察官側に重傷十三名、軽傷三百三十二名、計三百四十五名の負傷者を出しておるのであります。

次に、今次事件の背後関係について申し上げます。今回の不祥事件の背後関係について見ますと、本年二月二十一日の反植民地デーによる蒲田事件、同月二十三日の京都事件等と同様、その主体は一部極左的破壊分子で

あつて、彼らの企図する暴力革命の準備の段階の一環として行われたものと推定し得られるのであります。今次メーデーに際しましては、これら極左的破壊分子のメーデーを利用する策動に関する情報が入手されたのみならず、メーデー会場及び行進中において、人民広場へ多量に、暴力で人民広場を圍繞しようとする内容のビラが多数散布されて、大衆を煽動するなどの行為が活発に行われました。また日本共産党幹部田英一君が主要な役割を演じており、また京都においては、日本共産党の有力党員である府会議員、市会議員らが煽動行為をしているのも、ほほ明らかなつてゐる次第であります。さらにまた、東京及び京都における破壊的暴力行為の手段方法は、彼らのいわゆるゲリラ的革命活動方針のつとつて、計画的かつ組織的に行われたものであると推定されることなどから、今回の事件が、その背後において明らかに一部破壊的な共産主義者らの組織を基盤とし、その指導並びに煽動のもとに行われたものであると推測し得られるのであります。

次に事件の経過について申し述べます。特別捜査局、国家地方警察本部及び東京警察庁においては、今回の不祥事件に関連する情報を事前に若干入手してゐたので、治安機関において相互に連絡して対策を協議し、ことに東京警察庁当局といたしましては、中央メーデーの主催者側幹部に対し、数回にわたる嚴重な申入れを行い、暴力的不法行為の発生防止につき協力を求める等、十分な方途を講じたのであります。が、一面において、主催者の統制力と、デモ参加者の自主的精神との信頼し、いたゞに警察力の介入するがごときことなきやうな慎重な態度を持してゐたこと、他面においては、メーデー大会散会後、デモ隊が五方面にわかれて行進したので、警備力を分散せざるを得なかつたため、遂に予想外の事態の発生を見るに至つたと認められるのであります。

今次事件に多数の重傷者を出した事情につきまして申し述べます。ただいま申し上げましたように、警察のメーデーに対する取締りは、でき得る限り干渉と介入を避けることを主旨とし、不法行為の発生の際は、もとより適宜処置することとしたとしておつたのであります。が、今回の暴徒の挑発したプラカード、指揮棒等は、それだけ巧みにカムフラージュしてあつて、いつでも竹やりまたはくぎつきこん棒として、攻撃武器として使用できるようにつくられてあり、さらに暴徒等は石、ガラスびん等を用意してゐたのみならず、現場には無数の石塊があり、これが投擲武器として使用されたことなどが、警察官に多数の負傷者を出した原因と思はれるのであります。また暴徒は、あるいは投石、殴打し、あるいはくつてけり、あるいはほり内に突き落しはなはだしきは拳銃を奪う等、また狂暴残忍をきわめ、警察官は生命の危険にもさらされたので、やむを得ず催涙彈や銃銃を使用したので、暴徒側にも死傷者を見ることとなつたものと考へられるのであります。身命を賭して暴徒側には挺身し、重傷を負つた警察官に対しては、でき得る限りの慰籍と報償をもつて報いたいと思つております。

なお駐留米軍人等の自動車等に対して重大なる被害を與へたことは、國際信義上まことに遺憾しくでありまして、政府といたしましては、陳謝の意を表し、十分調査の上、賠償等の処置を講ずるつもりであります。

新憲法下、基本的人権擁護の名に隠れ、口に平和、独立、自由を唱へながら、みずからは憲法を無視し、国法を否定して、暴力主義的破壊活動をあえてし、ごうも恥することなき極左的破壊分子の存在と、その集団の実体について、この際國民一般があらためてその認識を深められ、これが対策に日夜奔走する治安当局の活動に対し積極的な御協力を與へられんことを、この機会に切望する次第であります。

健全な労働運動あるいは大衆運動は、もとよりこれを保護助長すべきであります。が、これに便乗して、陰に陽に治安を擾亂せんとする破壊分子に対しましては、治安機構の充実強化と、適切な立法措置とによつて、この種事件の防遏並びに処理に万遺憾なきを期する所存であります。(拍手)

終りに臨みまして、わが國が講和発効により独立を回復した直後に、しかも首都において、かかる不祥事態の発生を見、多数の人的及び物的の損害を生じ、あまつさへ地方の静謐を害したことにについては、實に遺憾の意を表したいと思ひます。政府といたしましては、今後この種の事態の再発を防止するに万全の措置を講じ、もつて國民の期待に沿いたいと存する次第であります。何とぞ御協力を願ひたいします。(拍手)

○副議長(若本信行君) たたいまの木村法務総裁の発言に關し質疑の通告がありました。順次これを許します。中川俊思君。

〔中川俊思君登壇〕

○中川俊思君 私は、日本自由党を代表いたしました。去る五月一日宮城前メーデーにおきまして騒擾事件のありましたことにつきまして、政府に質問をしたいと思つてあります。ただいま法務総裁より詳細なる説明を聴取いたしましたのであります。が、本件はきわめて重大でありますので、重ねて政府の断固たる手段を要求いたします。閣僚上、ここに於て質問をいたさんとするものであります。

去る五月一日、独立後の初のメーデーにおきまして、共産党を中核とする一部過激分子の計画的暴動に端を発し、さながら革命前後と思はれるがごとき暴力メーデーに終つたことは、平和日本を企圖する友好世界各國の期待にそむくとともに、独立の第一歩にあつた日本國民の名譽に汚辱を塗りつけたものとして、まことに千秋の恨事といふべきであります。(拍手)

この日の暴動が單なる突発的、偶発的のものでなく、また挑発されて起つた感情的なものでもないことは、暴徒の行動を見れば明らかであります。あらかじめ周密に計画され、しかも共産系朝鮮人による相當の軍事的知識によつて指導された、すこぶる規模の大なるものであつたことは、一点疑う余地がないのであります。すなわち、赤旗は竹やりにとりつけられ、プラカードの支柱には五寸きぎを配し、さらに火炎びん、石ころなどの武器をあらかじめ用意してゐたことは、周到なる準備を整えていたことを物語るものでなく、何であつたとしても、さらにまた、駐留軍の自動車に放火したり、駐留軍をほりに投げ込む手段など、とうてい單純なデモから思ひついたものでなく、明らかに暴動の計画が立てられ、この計画をデモに乗じて拡大せんとしたこと、また一点疑う余地がございません。

同時に、日本共産党の煽動が今回の暴動に拍車をかけたことも争うべからざる事実でございます。(拍手)すなわ

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 メーデー当日の騒ぎ、事件についての報告に対する森山君の質疑

六八〇

ち、日本共産党は、今回のメーデーを行動メーデーとせよと指令していたのを初め、去る四月二十日、関東地方では、メーデーに備えて諸闘争を整備し、万全の措置をとれと、暗に暴動を示唆したアジ指令を出していたが、少くともこの二つの指令が空同の不祥事を招来した一原因であることも断じて否定できないのであります。今回の不祥事が、警官隊との衝突によつて事態がさらに激化したことは、事の性質上やむを得ないことといわねばなりません。要は、この暴動の主力をなす過激分子が、背後に秘められた計画的行動をプログラム通りに暴発せしめたものと断ぜざるを得ないのであります。

過激派、全国にわたつて、共産党の煽動による集結暴行事件が頻発し、われわれは行政監察委員会において取締り当局の注意を喚起していたところであり、また、これら数多くの集結暴行事件が、メーデー当日における暴動の予行演習であつたにかかわらず、何らの対策のなかつたことは、政府監督下にある取締り当局の怠慢ではなかつたか。のみならず、あの暴動化を、事件後数時間たつても政府が知らなかつたということは、治安行政上ゆゆしき問題でありまして、かくては独立日本

の社会秩序を保持することあたわざるに至ると思ふが、政府は現行警察法に改正を要求する意思はないか。

思うに、今回の不祥事件が内外に大きな衝撃を興え、独立早々のわが国の信用を一夜にくつがえしたことは、米國における各新聞が筆をそろえて「日本共産党員米人を襲撃、日本人三十万赤色暴動」などの見出しによつて、いづれもこの事件をトクブに掲げたのを初め、英國においても各新聞が「共産主義者メーデーの暴動を煽動、平穩メーデー暴動と化す」等の記事を掲げて、わが國に対する警戒を厳にせんとしつつあることでも明らかであります。これを思うとき、政府はいかにしてこの不信にこたへんとするのでありますか。

今回の、共産党中核とする過激分子の計画的暴動に対しては、ひとり共産党員を除いては、あらゆる関係、組合も、あつてこの不法を糾弾し、断固たる処断を要請しているが、政府は民主政治の破壊をたぐらむこれら過激分子に対し、治安立法、労働立法上いかなる決意と対策を有せらるるのでありますか、この際國會を通じて、その所信のほどを大膽率直に内外に表明される意思はありませんか。

さらにまた、終戦後、北朝鮮朝鮮人のわが國內における経済擾乱、治安攪乱は実に首屈一指するものがありま

す。今回の暴動に際しても、これら朝鮮米の過激分子が策を振つていたことは明瞭でありまして、善良なる朝鮮人のためにも、政府は思い切つた朝鮮人対策を樹立する考えはないか。

おおよそ一國の社会秩序を守ることには民主政治の要諦であります。しかるに、憲法に規定された自由の藉口として社会秩序を乱るがときは、民主政治を破壊するものであり、國民としての義務を果さざるものと断ぜざるを得ません。かくして、社会公共の福祉を害し、憲法を蹂躪するがときは、われ／＼純正日本人の断じて黙過できざるところであります。私は、ここに、八千余万の日本國民中、國籍だけ日本に持つ第三國從屬人を除いた他のあらゆる階層を代表して政府にお尋ねしたいと思つて、あえて過言にあらずと信ずるのであります。何とぞ政府は本件に關し確固たる決意と対策を大膽率直に表明されんことを強く要望してやまない次第であります。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎) お答えいたします。ただいまの御質問の要旨は、今回の事件について政府はあらかじめ用意すべきしやなかつたか、対策に欠けておつたのじやないかというところでありまして、先刻申し上げました通り、この事前において、ある種の情報を得ておつたことは事実であります。その情報に基いて警備をしておつたのであります。しかしながら、この事件につきましては、警察官において、できる限り一般民衆を刺激しないようにという意圖のもとに、丸の内警察署にたむろしておりました数百人の警察官に対しては、ことごとく銃銃の使用をとりやめさせました。いづゆる拳銃を持たせなかつたのであります。そうして、できる限り平穏にせよということを命令しておつたのであります。そこへ持つて来て、この暴徒が五方面から侵入して来たために、初めのうちは人数が足りませんで、やむを得ず二重橋前まで圧迫されたのであります。そうして、二重橋前において非常な暴徒なことを暴徒がやつたので、やむを得ず拳銃を撃つたのであります。そのうちに、だん／＼警察官の数が増強されました、ようやくしてこれを退散させたという状況でありまして、これは事前において情報は入手して

たことは事実であります。また、これに対する対策も、警察庁においては、十分と申せませんが、とりあへず相當の警備状態に置いたことは事実であります。(拍手)

○副議長(岩本信行) 森山君。〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 私は、ここに、去る五月一日、東京において独立後初めて行われた第二十三回中央メーデーについて惹起された暴動事件につき、改進黨を代表して政府の所信をただすものであります。

この事件は、過去二十三回のメーデーのうち最も凄惨な犠牲を蒙つたものであり、特に独立後わずか四日目にかくのごとき未曾有の不祥事件の発生を見たことは、まことに遺憾かつ痛憤にたえないところであります。しかしながら、本事件の是非はともかくとして、われ／＼は謙虚な心をもつて、これを過去六年有余の長い占領下の安易さにとくられた政変並びに國會に対する一大警鐘とも聞くべきであります。

さて、この事件は、五全防以来の日本共産党の軍事方針による計画的擾乱事件であると伝えられ、革命の予行演習ともいわれ、これを否定するもの

○國務大臣(木村篤太郎) お答えいたします。ただいまの御質問の要旨は、今回の事件について政府はあらかじめ用意すべきしやなかつたか、対策に欠けておつたのじやないかというところでありまして、先刻申し上げました通り、この事前において、ある種の情報を得ておつたことは事実であります。その情報に基いて警備をしておつたのであります。しかしながら、この事件につきましては、警察官において、できる限り一般民衆を刺激しないようにという意圖のもとに、丸の内警察署にたむろしておりました数百人の警察官に対しては、ことごとく銃銃の使用をとりやめさせました。いづゆる拳銃を持たせなかつたのであります。そうして、できる限り平穏にせよということを命令しておつたのであります。そこへ持つて来て、この暴徒が五方面から侵入して来たために、初めのうちは人数が足りませんで、やむを得ず二重橋前まで圧迫されたのであります。そうして、二重橋前において非常な暴徒なことを暴徒がやつたので、やむを得ず拳銃を撃つたのであります。そのうちに、だん／＼警察官の数が増強されました、ようやくしてこれを退散させたという状況でありまして、これは事前において情報は入手して

たことは事実であります。また、これに対する対策も、警察庁においては、十分と申せませんが、とりあへず相當の警備状態に置いたことは事実であります。(拍手)

○副議長(岩本信行) 森山君。〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 私は、ここに、去る五月一日、東京において独立後初めて行われた第二十三回中央メーデーについて惹起された暴動事件につき、改進黨を代表して政府の所信をただすものであります。

この事件は、過去二十三回のメーデーのうち最も凄惨な犠牲を蒙つたものであり、特に独立後わずか四日目にかくのごとき未曾有の不祥事件の発生を見たことは、まことに遺憾かつ痛憤にたえないところであります。しかしながら、本事件の是非はともかくとして、われ／＼は謙虚な心をもつて、これを過去六年有余の長い占領下の安易さにとくられた政変並びに國會に対する一大警鐘とも聞くべきであります。

さて、この事件は、五全防以来の日本共産党の軍事方針による計画的擾乱事件であると伝えられ、革命の予行演習ともいわれ、これを否定するもの

○國務大臣(木村篤太郎) お答えいたします。ただいまの御質問の要旨は、今回の事件について政府はあらかじめ用意すべきしやなかつたか、対策に欠けておつたのじやないかというところでありまして、先刻申し上げました通り、この事前において、ある種の情報を得ておつたことは事実であります。その情報に基いて警備をしておつたのであります。しかしながら、この事件につきましては、警察官において、できる限り一般民衆を刺激しないようにという意圖のもとに、丸の内警察署にたむろしておりました数百人の警察官に対しては、ことごとく銃銃の使用をとりやめさせました。いづゆる拳銃を持たせなかつたのであります。そうして、できる限り平穏にせよということを命令しておつたのであります。そこへ持つて来て、この暴徒が五方面から侵入して来たために、初めのうちは人数が足りませんで、やむを得ず二重橋前まで圧迫されたのであります。そうして、二重橋前において非常な暴徒なことを暴徒がやつたので、やむを得ず拳銃を撃つたのであります。そのうちに、だん／＼警察官の数が増強されました、ようやくしてこれを退散させたという状況でありまして、これは事前において情報は入手して

たことは事実であります。また、これに対する対策も、警察庁においては、十分と申せませんが、とりあへず相當の警備状態に置いたことは事実であります。(拍手)

○副議長(岩本信行) 森山君。〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 私は、ここに、去る五月一日、東京において独立後初めて行われた第二十三回中央メーデーについて惹起された暴動事件につき、改進黨を代表して政府の所信をただすものであります。

この事件は、過去二十三回のメーデーのうち最も凄惨な犠牲を蒙つたものであり、特に独立後わずか四日目にかくのごとき未曾有の不祥事件の発生を見たことは、まことに遺憾かつ痛憤にたえないところであります。しかしながら、本事件の是非はともかくとして、われ／＼は謙虚な心をもつて、これを過去六年有余の長い占領下の安易さにとくられた政変並びに國會に対する一大警鐘とも聞くべきであります。

さて、この事件は、五全防以来の日本共産党の軍事方針による計画的擾乱事件であると伝えられ、革命の予行演習ともいわれ、これを否定するもの

○國務大臣(木村篤太郎) お答えいたします。ただいまの御質問の要旨は、今回の事件について政府はあらかじめ用意すべきしやなかつたか、対策に欠けておつたのじやないかというところでありまして、先刻申し上げました通り、この事前において、ある種の情報を得ておつたことは事実であります。その情報に基いて警備をしておつたのであります。しかしながら、この事件につきましては、警察官において、できる限り一般民衆を刺激しないようにという意圖のもとに、丸の内警察署にたむろしておりました数百人の警察官に対しては、ことごとく銃銃の使用をとりやめさせました。いづゆる拳銃を持たせなかつたのであります。そうして、できる限り平穏にせよということを命令しておつたのであります。そこへ持つて来て、この暴徒が五方面から侵入して来たために、初めのうちは人数が足りませんで、やむを得ず二重橋前まで圧迫されたのであります。そうして、二重橋前において非常な暴徒なことを暴徒がやつたので、やむを得ず拳銃を撃つたのであります。そのうちに、だん／＼警察官の数が増強されました、ようやくしてこれを退散させたという状況でありまして、これは事前において情報は入手して

たことは事実であります。また、これに対する対策も、警察庁においては、十分と申せませんが、とりあへず相當の警備状態に置いたことは事実であります。(拍手)

○副議長(岩本信行) 森山君。〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 私は、ここに、去る五月一日、東京において独立後初めて行われた第二十三回中央メーデーについて惹起された暴動事件につき、改進黨を代表して政府の所信をただすものであります。

この事件は、過去二十三回のメーデーのうち最も凄惨な犠牲を蒙つたものであり、特に独立後わずか四日目にかくのごとき未曾有の不祥事件の発生を見たことは、まことに遺憾かつ痛憤にたえないところであります。しかしながら、本事件の是非はともかくとして、われ／＼は謙虚な心をもつて、これを過去六年有余の長い占領下の安易さにとくられた政変並びに國會に対する一大警鐘とも聞くべきであります。

さて、この事件は、五全防以来の日本共産党の軍事方針による計画的擾乱事件であると伝えられ、革命の予行演習ともいわれ、これを否定するもの

○國務大臣(木村篤太郎) お答えいたします。ただいまの御質問の要旨は、今回の事件について政府はあらかじめ用意すべきしやなかつたか、対策に欠けておつたのじやないかというところでありまして、先刻申し上げました通り、この事前において、ある種の情報を得ておつたことは事実であります。その情報に基いて警備をしておつたのであります。しかしながら、この事件につきましては、警察官において、できる限り一般民衆を刺激しないようにという意圖のもとに、丸の内警察署にたむろしておりました数百人の警察官に対しては、ことごとく銃銃の使用をとりやめさせました。いづゆる拳銃を持たせなかつたのであります。そうして、できる限り平穏にせよということを命令しておつたのであります。そこへ持つて来て、この暴徒が五方面から侵入して来たために、初めのうちは人数が足りませんで、やむを得ず二重橋前まで圧迫されたのであります。そうして、二重橋前において非常な暴徒なことを暴徒がやつたので、やむを得ず拳銃を撃つたのであります。そのうちに、だん／＼警察官の数が増強されました、ようやくしてこれを退散させたという状況でありまして、これは事前において情報は入手して

たことは事実であります。また、これに対する対策も、警察庁においては、十分と申せませんが、とりあへず相當の警備状態に置いたことは事実であります。(拍手)

○副議長(岩本信行) 森山君。〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 私は、ここに、去る五月一日、東京において独立後初めて行われた第二十三回中央メーデーについて惹起された暴動事件につき、改進黨を代表して政府の所信をただすものであります。

は、当の共産党の諸君以外に何人もないことは事実であります。(拍手)もし、しかりとすれば、祖國を異にする共産党員の諸君は、復讐されたアカハタによれば、この事件について何ら責任を感じておられないのであります。から、その諸君に對して、いまだ多くの言葉を費す必要はないのであります。ただ、ここにおられる共産党の議員諸君にして、一片のヒューマニティを持たれるならば、ただちにこの議場から退場されんことを勧告したいのであります。(拍手)

なおまた、忤えられるところによると、メーデーの参加者のうち、一部の自由労働者を除いて、一般の組織労働者の諸君は、秩序ある行動をとり、彼らの破壊的陰謀に巻き込まれなかつたのであります。私は、健全なる労働運動の発達を心から望む一員として、これを不審中の幸いとして喜ぶものであります。また大衆の健全なる常識に敬意を表するものであります。けれども、このことは、このメーデーを計画し、実行した幹部諸君の行き方の問題とはおのずから別個の問題であり、たとい事件が形式上メーデー終了後であつたといつても、その責任を免れることはできないのであります。總評、労働を中

心とするメーデー実行委員会は、最近の傾向の通り、全労働者組合や産別系組合といふような単位組合としての参加を容認したものであります。さきにこれを越えて、事実上全労働者や旧労働者等の左翼団体と共同歩調をとるに至つたと觀察されるのであります。これはまさに、去る三月二十日、かの騒擾事件を惹起した、京都における總評主催の弾圧法規模総決起大会と軌を一にするものであります。すなわち、今回のメーデーの中心スローガンには、再軍備反対、民族の独立を闘いといふことと掲げているが、これは本年のメーデーを目前に控えた四月二十二日に発表された、ソ連共産党から日本国民あてのメーデー・スローガン、すなわち外国の占領に對し祖國の獨立を確立し、平和を擁護するため勇敢に闘う日本国民にあいつを添へ、これとまさに相呼応するものがあり、かく今日總評の主張線を探る人たちの考え方は、日共の割込み職務に好個の機会と口実を與へ、日共の大衆路線の具体的な支持を示す危険があるのであります。それは、四月二十五日の總評機関紙において、メーデー実行委員長であり、總評の政治部長であり、かつまた左派社会党の中央執行委員で

ある島上善五郎氏が、この統一メーデーは労働者の祭典ではない、再軍備反対等の闘争の勢をそらす日だと、きわめて醜惡かつ政治的な管轄を吐いておられるのを見ても明らかであります。さらに、そういう考え方に立つて、今回のメーデーにおいては、共産党からの祝辞も交付したばかりでなく、会場の内外に極左分子の騒動を見のがし、遂には日比谷における騒擾事件の素因をなすに至つたのであります。しかも、メーデー実行委員会における準備も、前々から、かかる騒擾事件の危険があつたにもかかわらず、單座間の代表演説のとりきめやスローガンに、きわめて政治的な妥協性、行政協定の塵芥を入れたか入れないかなどに精力を注ぎ、かんじんの共産党の割込みに對する裏面的對策を何ら取上げなかつたのであります。これはまさにメーデーの責任者たちが負うべき社会的責任の欠如を物語るものであります。(拍手)しかも、このメーデー実行委員会は、今回の事件が解散後における不祥事件であつて、実行委員会としては、関知しないとの声明を出し、いささかも遺憾の意を表明しないばかりか、警察官の発砲、催涙彈の乱射が事態を激

化したとき公然唱えて恥ぢないのであります。かかる態度をわれ／＼は糾弾します。世論もまた、これをきびしく指彈しておるのであります。しかも、さらに遺憾なことは、左派社会党もこれと同様の見解をとり、あたかも共産党のごとく、この事件はすべてが政府の責任であると再明しているのではありません。労働者の政党をもつて自認し、今回のメーデーにも赤色の新党旗をかつぎ出して祝辞を送り、党主鈴木茂三郎君等が、ともにスクラムを組んで練り歩くという、あつぱれな労働者の政党ぶりを見せられたことは、必ずしも悪いことは申しませんが、それだけにまた、今回の騒擾事件を醸成するに至つた従来の行き方については、總評左派幹部とともに、その不明を天下に謝すべきであります。左派社会党が共産党と裏に行き方を異にするならば、共産党との明確な一線を劃定並びに行動の上において具体的に明らかにする責任があることを銘記すべきであります。(拍手)

さて、いづれにしても、今回の事件と民主国家獨立の第一歩を汚した事件として、われ／＼は国民とともに悲しむものであります。このすべての責任をもつばら政府にのみ歸することは、今日健全なる野党の良識をもつてしては許されないと考えるものであります。けれども、なお責任の一半は明らかに政府を持つてゐるところの政府にあるのであつて、政府の負うべき当然の責任に對して、その追究を怠ることには、また健全なる野党として、國民に對する責任を全うするゆゑんではないのであります。

特に今日あることは、さきに三月二十七日、本院において、わが党の小川半次君より、京都騒擾事件に関する緊急質問において、これを明確にして来たものであります。木村法務總裁は「特審局、國費、自費、檢察庁が互いに緊密な連絡をとりまして、あらかじめかようなことの起らないように、情報をも十分に収集いたしました。万一過激なことが起つたときには、断固としてこれを取締るという方針を持つておるのであります。」と答へ、また吉武労働大臣はこのメーデーにおいて左翼分子の騒動なからしむべく協議を進めておる次第であります。」と言ひ、あるいは天野文部大臣は「大学生につきましては、大学の學長に連絡をして、十分さういふ点について警戒をし、またさういふことの起らないようにいたす考えてございます。」といふことをはつき

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 メーデー当日の騒ぎ、事件についての報告に対する森山君の質問

六八二

り答弁しておきながら、遂に今回の事件を惹起するに至つたのであります。その責任たるや、まことに重大であります。(拍手)

一、今回の事件の第一の原因は、講和発効後の治安法規の空白にありす。マツカーサー指令の消滅と、政令三百十五号の失効によつて、アカハタは堂々と復讐され、また道放制度の廃止によつて、地下にもくつた共産党幹部の政治活動は一切自由になつたのであります。現に、昨年九月追放された岩田英一氏は、メーデー会場に公然と姿を現わし、この騒擾事件の指令を與えたと伝えられておるのであります。このように、彼らに活動するすきを與えたことについての政府の責任をどう考へておるのか。

私は、つい最近、四月二十六日の労働委員会において、この問題について、政府の責任を追及したのであります。が、吉武労働大臣は、きわめて樂觀的な答弁をされておるのであります。また、その前日の四月二十五日の行政監察委員会においても、木村法務総裁は、この空白期間に對して應急対策は十分持つてゐると答弁されております。にもかかわらず、かかるメーデー騒擾事件という不祥事件を起した今

日、これら的大臣方は責任を感じないままなのかどうか。

さらに、一昨五月四日のラジオの国会討論会で、興党自由党の幹事長増田甲子七君は、現在の警察制度のもとでは、内閣が警察に對する全般的指揮権がないから、治安の全面的責任は負えないなどと、驚くべき官僚的な、また政治家として無感覚な答弁をしておるのであります。事件が起る前は、治安対策は万全なりと豪語してゐながら、事件発生後においては、これを警察法の不備に藉口して責任のがれをやるうとするような卑怯な態度を、まさか政府においてもとられるとは思われないが、吉武労働大臣の御心算を伺いたい。なお、主管大臣たる法務総裁の明確な御答弁を願いたい。一体、かくのごとき暴動事件に關して、そのために設置された警察予備隊——政府は、これを警察であつて軍隊ではないとしてゐるから、なおいつそのこと、これは何をしていたのが、大體國務大臣の答弁を求めます。なおこれに關連して、新聞紙上、政府は現行警察法の改正、ゼネスト禁止法を提案すると伝えられてゐるが、それははたして事実か、提案するとすれば、本国会に提出するのかどうか、この点についても、

この際明白に態度を示していただきたい。

さらに、この事件の原因の一つが、政府がメーデーに對して皇居前広場の使用を禁止したことにあるという主張が、労働組合ないし左翼団体によく見られるのであります。極左分子は、皇居前広場を使わせようと使わせまいと、やるだけはやつたのでありましようが、これは確かに一面の真理であります。ただ政府が、昨年のメーデーにおいては、皇居前広場の使用禁止を、連合軍の意思でもないものを、おたかも連合軍の意思であるかのごとく装い、その權威によつてこれを禁止しようといふような、自主性をまつたく喪失した態度を演じたことは、天下周知の事実であります。そして、今年はまだ裁判所において、政府の使用禁止は第一審で敗れるという、重ねての醜態を呈しております。

このように、國民を欺き、また法を無視するがごとき政府が、いかにして國民大衆、特に労働者の信頼と支持を得ることができようか。しかも、年一回の労働者の祭典に会場として使用せしめた神宮外苑は明らかに狹隘であつて、これが会場混亂の一因をなしたことは認めねばならないのであります。

従つて、暴動を誘発した一人は、少くとも皇居前広場の使用を認めなかつた労働大臣でもある厚生大臣吉武武市君であるのであります。労働大臣兼厚生大臣吉武武市君は、もし官僚でないならば、いかなる責任をおとりになるのか。いさぎよく許贖するところの御意思がないか。

今回のメーデーの事件は、先に述べた通り、小川半次君のみならずメーデーの前日、自由党内務行政監察委員長より指摘され、また治安当局も事前に相当詳細に見ていたところでありす。当日において、警察がいち早く、極左分子がこんな行動に出るといふ情報をつかんでゐたことは、警察總監も率直に認めてゐるところであります。しかるに、現実には、これに對する対策が非常に不手ぎわで、あのような大がかりな騒擾に発展したのであります。それに、東京のみならず、全国各地に数十件の不法事件の発生を見るに至りました。法務總監……

○副議長 若本健行君 森山君にちよつと申し上げますが、中台せの時間が経過いたしましたから簡潔に願ひます。

○森山欽司君 法務總監の説明によれば、この事件と共産党とは明確な

關係があるとのことでありますが、言論の自由や人権に制限を加える危険性の多い被防法よりも、端的に共産党の禁止立法をする意思があるかどうか。

また、このような状況について、特に帝都の治安について、警備力の分散等の遺憾があつたのであります。かかる事件を惹起した当の責任者として、警察總監はもろく責任を負つて許贖すべきであると思ふが、治安の全般的責任者としての木村總裁は、いかなる責任をとられるのか。

あなたは、三月二十七日の本会議において、この演壇から、あのような樂觀的な答弁をしながら、かかる事件の発生を見た今日において、五月二日の説教新聞の談話において、今回の事件は局地的な事件と考えてゐる、ただ彼らの手のうちを國民に知らせたという意味において貴重な收獲だつたと思ふといふような、不謹慎きわまる談話を發表しておられるが、これは一体正氣のさたかどうか。今回の事件に對する國民の反感に便乗して、自己の政治的責任をおい隠そうとするこの態度がはたして事実であるとすれば、政治家として許すべからざる卑劣漢であるといわなければなりません。われわれは断固としてこれを追究いたします。

即時辭職して、不明を天下に謝すべきであります。

次に、文部大臣天野先生にお伺いいたします。文部大臣は、先ほども述べた、わが党の小川半次君の質問に対する答弁において、さすがに責任を感じられたと見えて、辞意を表明されたとか、あるいはされないとかいうような新聞報道があります。もし辞意を表明されたとすれば、これは私が高等

学校時代に愛読した「道徳の感覚」の著者として、きわめて道徳にあつた政治感覚であると思いますが、はたしてこれが事実であるか。もし事実であるとすれば、無責任な現内閣の關係の中にあつて、一服の清醒剤であると、深く敬意を表したいと思います。しかしながら、現在その任にある文教の責任者として、今回の事件が二千名の全学連

の学生によつて推進された事実について、今後かかす下野事件を起さぬような対策をいかに考へておられるか、またここに閣議して、いわゆる大学の自治と國家秩序の維持との関連をいかに考へておられるか、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

なお、今回の事件の主力が、六千名に及ぶ北鮮系の朝鮮人であつたことは、警察庁の調査で明らかであります。こ

れらは、外國人として、その取扱ひはいかになつてゐるか。日露交渉が打ち切となつたと伝えられてゐる折から、詳細な説明と、今後の対策を、外務大臣並びに法務總長に伺ひます。

さらに、今回の事件によつて外國人の身体、財産に與へた損害に対する賠償をいかにするのか、答弁を承りたい。特に今回の事件は、独立後わずか四日目の不祥事件として、外電によれば、世界の各國民に對し、一般に大きな衝動を與へ、独立早々の日本の評判を一夜にして落してしまつたといわれるのであります。以上の諸點について、外務大臣の責任追究は、御欠席のようでありますから、この際懸念をいたしまして、次回本會議において御報告願ひたいと思ひます。

最後に、政府並びに與黨自由黨は、今回の事件によつて、破防法を無終正で通そうとして態度を硬化したと伝えられております。かかる大義的態度が、新聞に伝えられるごとく、真に事實であるとするならば、言論の自由と健全なる労働運動の發展のために、われわれは國會において全力をあげて闘うであらうことも、ここに宣言するものであります。

今回の事件の発生は、前にも述べた通り、本院においてすでに數回にわた

り警告されてゐたものであります。しかも、吉田内閣は、獨立の第一歩において、わが國の國際的信用を失墜し、あまつさへ極右と極左兩勢力の對立をさらに激化せしめる素因をつくつたのであります。これらは、一面からいへば、過去四年間における現内閣の相次ぐ失政の結果であります。今や、講和

業務後の國會を中心とする其の責任政治の態勢に移つた以上、かかる不祥事件を惹起し、またこのように民心から離反した現内閣は、もはや一刻もその地位にとどまつておるべきではないと思ふのであります。内閣総理大臣は、その政治的責任をここに明確にし、よろしく總辭職の上、解散によつて民意を問ふことを要求いたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣木村嘉太郎君登壇〕
○田澤大臣(木村嘉太郎君) 答へいたします。

ただいまの御質問は、全部警察關係にかかつておると私は考へております。先刻、中川君から私に御質問があつたのであります。そのときは申し上げなかつたのであります。この機会に私は申し上げたいと考へております。

すなわち、この情報の収集については、特務局、検査庁においてやるのであります。その情報について、いかに活動するかは、東都においては警察庁がやるのであります。警察庁は、政府とは關係はないのであります。まづた

は、運轉されてゐるのであります。本件におきましても、この情報に基いていかに動かすかといふことは、都の公安委員の腹一つにあるのであります。本件につきましても、もとより、さきに申しました通り、情報の収集はして

おりまして、その情報は警察庁に流してあるものであります。その情報に基いて警察庁が活動したのであります。警察庁においては、その整備において万全を期しておつたのであります。が、五方面から侵入されたので、警察庁としては突に面くらつたといふことであ

ります。その際に、警察庁は、あるいは警察に増援を要請すべきであつたであ

りまして、警察においては、増援の要請は受けなかつたのであります。つまり、警察庁自体においてこの事件を解決すべく努力した。私は、警察總監の彼の気持は十分わかるのであります。要するに、なるべく大衆の犠牲にさせないやうにといふ意圖のもとに、この事件をとりはかつたのであ

ります。先刻も申し上げました通り、丸の内署に待機しておりました數百の警官に對しては銃銃を持たせなかつた。なるだけ平穩裡に処置したいといふこの気持はわかるのであります。しかるに、凶暴なる破壊分子が、あのような態勢を整えてやつたのでありますから、初めのうち警察官が押されたのは、やむを得なかつたやうと思ひます。そして、増強して、遂にこれを解散させたといふこの手段方法は、私は警察總監としては手一ぱいであつたやうに推察いたすのであります。

むろん、私は治安責任者といつたして、十分遺憾の意を表したいのであります。が、自分からこれを指揮するとはできないのであります。今申し上げました通り、警察總監がみづから手によつてこれを処置し得るので、われわれは何らの命令をすることができな

い情勢になつておるのであります。これは一に警察法の改正の問題にかかつて來ると思ひます。この点につきまして、ただいま中川君から御質問がありました。いわゆる警察法の改正をどうしてこの治安を確保すべきであるか。もとより、われわれは、これについては一種の案は持つておるのであります。この案を得ました以

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 メーデー当日の傍に、事件についての報告に対する森山君の質疑

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 マーデー当日の騒ぎ、事件についての報告に対する前田君の質疑

六八四

上は、国会の十分な御審議を願いたいと考えております次第であります。

○國務大臣(吉武恵市君) 森山君の御質問にお答えいたします。

まず第一に、皇居前広場を使用せなかつた点にあるという御質問でございますが、御承知のごとく、皇居前広場は皇居の前庭でございます。清浄な場所として、国民ひとしく散策する公園でございます。これは、いづれ政治的あるいは宗教的な諸団体の私事を行うべき場所ではございません。従いまして、私は皇居前広場の使用を許可しなかつたのであります。今回の暴動は、先ほど法務總裁からもお話のごとく、共匪主義的破壊分子の計画的な暴動でございます。もしかりに皇居前広場を使用されたといひましたら

ならば、おそろしく三十万の組織労働者がこの暴動の巻き添えを食つたことであらうと想像するにたぐひございません。(拍手) 従いまして、われわれは、今後といへども、皇居前広場は、かくのごとき行事にはこれを使用させるつもりはございません。

なお第二に、今回のマーデーについて、総評がこれに巻き添えを食つたなかつた点はいけれども、しかし一部の責任があるということでございます。私も、今回のこの暴動について、総評がこれに参加しなかつた点は、日本の労働組合史上において、まことに喜びといたすところでもあります。しかしながら、森山さんも指摘されましたこと、今回のマーデーにおいて、かくのごとき共匪主義的極左分子を統一メーデーに参加させ、しかもマーデーの最後、全学連その他の左翼分子があの台の上を占拠しまして、さうして混乱を陥れた際に、これを総評の名において防止できなかった弱さにつきましては、今後といへども労働組合として反省していただければならぬと存する次第でございます。(拍手)

○國務大臣(天野貞祐君) 学生のごく少部分ではございますけれども、しかし、こういう事件を起したことは、私の深く遺憾とするところでございませう。けれども、私はこの事件のゆえに辞意を表明したことはございせん。この事件の收拾につきましては、あくまでも教育的でなければならぬ。その意味において、私は学長諸君とよく協議をして、さうして学長諸君の学生の自治活動に対する適当な指導に期待いたしますのでございます。(拍手)

○前田種男君(岩本信行君) 前田種男君。私には、日本社会党を代表いたしまして、講和後三日目、すなわち五月一日の意義あるマーデー当日が血をもつてぬられましたところのこの不祥事件に対しましては、まことに遺憾の意を表する次第であります。

○國務大臣(大橋武夫君) 五月一日の騒擾事件につきましては、まことに遺憾千万に存する次第でございます。当日、警察予備隊といたしまして、必要がありまするならば出動いたすべきでありますから、事件の推移については十分注意をしておつた次第であります。警察予備隊の出動をまたずして、一般警察力によつて收拾し得る事態であると判断をいたしましたので、当日出動を命ずるに至らなかつたのであります。今後につきましても、政府としては、もとより治安上必要がありまするならば、警察予備隊を出動せしめるについては、決してこれを許さるつもりはございません。しかしながら、その性格から考えまして、一般警察力をもつて收拾し得るものと認められ

る事態に際しまして、みだりにこれを動かすことは、でき得る限り避けたいと存じておる次第でございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 前田種男君。前田種男君。私は、日本社会党を代表いたしまして、講和後三日目、すなわち五月一日の意義あるマーデー当日が血をもつてぬられましたところのこの不祥事件に対しましては、まことに遺憾の意を表する次第であります。

私は、この事件の内容につきましては、お互い静かに考えまして、この真相、計画、善後措置、今後の日本の再建等にとらみ合せまして、今回のような不祥事件が再び繰返されないような状態にわが日本をせなくてはならぬと考えるものでございます。(拍手)

私は、そうした観点から、静かにこの事件を考へてみましたときに、今法務總裁の経過報告を聞いておりますと、政府は事前にこの計画を知つておつたと言つております。事前に、国民の一部の人々がいづれ計画するその事件を知つておりましたが、今日のような結果をつけたということにつきましては、政府みずから重要な取締りの責任を考へなければならぬと思ふものでございませう。(拍手)

私も、この事件の内容につきましては、お互い静かに考えまして、この真相、計画、善後措置、今後の日本の再建等にとらみ合せまして、今回のような不祥事件が再び繰返されないような状態にわが日本をせなくてはならぬと考えるものでございます。(拍手)

私も、この事件の内容につきましては、お互い静かに考えまして、この真相、計画、善後措置、今後の日本の再建等にとらみ合せまして、今回のような不祥事件が再び繰返されないような状態にわが日本をせなくてはならぬと考えるものでございます。(拍手)

私も、この事件の内容につきましては、お互い静かに考えまして、この真相、計画、善後措置、今後の日本の再建等にとらみ合せまして、今回のような不祥事件が再び繰返されないような状態にわが日本をせなくてはならぬと考えるものでございます。(拍手)

私も、この事件の内容につきましては、お互い静かに考えまして、この真相、計画、善後措置、今後の日本の再建等にとらみ合せまして、今回のような不祥事件が再び繰返されないような状態にわが日本をせなくてはならぬと考えるものでございませう。(拍手)

新聞記事でこう言っております。政府は、むしろ日本共産党のいろ／＼なこころの行爲等を誘発して、かえつてこれによつて治安対策の強化の資料にするという腹算があつたのではないかと、アメリカの新聞は報じておるのでございます。また一つには、日本の警察はいろ／＼な問題を引起して、アメリカ軍の協力を得ようとするこころの手段にしたのではないかと、アメリカの新聞は報じておるのでございます。

この新聞の真意がどこにあるかは別といたしまして、少くとも今回の事件に對して、国会においても、メーデーに對して、十分の用意周到の対策がなされなくてはならないという警告が、数回にわたつて行われておるのでございませう。そうした注意があつたにもかかわらず、政府みずからが、そうしたことに對して十分の手配をせなかつたところに、必要以上にこの問題が惹起されたるゆゑがあるのでございます。

私は、こうした点から考へて参ります。この事件が起きたために、政府は狂狂いたしました。今後の治安対策に對しては万全を期せなくてはならないといふことを言つておりますが、その報道されておりますところの内容を見てみますと、しかもこのことによつて、政府はいろ／＼な法規をこしらへようとしております。あるいは公安條例を強化し、あるいは警察制度を強化し、あるいはゼネスト、あるいはデモ禁止の法案をつくらうとしております。あるいは労働三法を改悪しようという計画もやつております。かような方法をもつて真に日本の治安が確保できるかどうかといふことにつきましても、慎重に考へてみなくてはならぬのでございます。

私の見るところによりましますならば、共産党の根本的な計画は、反政府的なあらゆる運動を推し進めて参りまして、おしほ弾圧法規をもつと出させたり、国民の自由をもつと奪うような法律をこしらへることを喜び、あるいは日本の国内経済の破壊されるような行為、あるいは国民生活が脅かされるような状態に迫り詰めることによつて、国民大衆を反政府的にどん／＼盛り立てて行くことが、かえつて共産党の目的を達成する近道だといふのが、常識的に考へられておりますところの共産党のねらいでございます。(拍手)このねらいに乘せられて、いろ／＼な拙策を講ずるといふことは、愚の骨頂なものでございませう。

「國務大臣木村篤太郎君登壇」
○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。ただいまの御議論は、いわゆる治安対策の一端として国民の協力を求むべきが至当じやないか、まことにその通りであります。政府もまた、国民の協力を求めてこの治安対策を立てたい、こう考へております。ことに破壊活動防止法案のごときは、まつたくこの種の事案に對して最も適切な法案であるとは考へております。警察の問題につきましても、それ／＼対処すべき成案を得て国会の御審議を願ひたい、こう考へております。(拍手)
「國務大臣吉武忠市君登壇」
○國務大臣(吉武忠市君) 前田君のお尋ねにお答えいたします。今回の事件にかんがみ、今後の対策としてゼネスト禁止法あるいは労働三法の改悪を考へてゐるのではないかとのお尋ねでございますが、私どもは、労働三法の改正は今検討中で、近く提案するつもりでございます。しかしながら、これは決して正常な労働組合運動を抑圧する考へはございません。ただ、先ほどの意見が出ましたごとく、日本の労働運動には、常に極左的共産分子がこれに便乗いたしまして、とかく健全なる組合運動を阻害しつつある現状にかんがみ、これに對する適當な処置は考へる必要があると考へております。(拍手)
○副議長(若本信行君) 風早八十二君。
「風早八十二君登壇」
○風早八十二君 私は、日本共産党を代表し、木村法務總裁の報告に對し質問をいたすものであります。
第二十三回統一メーデーに集しました東京五十万の組織大衆は、日本民族解放の最初ののろしたるべきこの日のために、初めから人民広場の使用を要求してゐたことは、天下周知であります。(拍手)人民広場は、斷じて米軍と日本官憲の独占物ではない。人民のものでなければならぬのであります。東京地方裁判所が、公共のためその使用を許すべしとの判決を下したことは、あまりにも當然であります。それゆゑ、メーデー当日、約十萬の大衆が人民広場に向つて正々堂々行進したのは、正當な権利の行使であることは明白であります。
しかるに、吉田政府は、無謀にも計画的に數千の武装警官をこの広場に配備し、
「(無言する者多し)」
の他発言する者多し、十萬の大衆は、武装警官の……

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 メーデー当日の騒ぎ、事件についての報告に対する風早君の質疑

○副議長(若本信行君) 御前に願います。

○風早八十二君(統) 干渉せしなれば、平穩無事に、憲法の保障するデモ行進の……。

〔発言する者多し〕

○副議長(若本信行君) 御前に願います。

○風早八十二君(統) 自由を行使した後に散会したに違いない。しかるに、宮城側ですぐに待ち構えていた数千人の武装警官隊は、

大衆が呼吸困難と苦痛を訴えるすきに乘じて、

振りかざして、帽子一つがぶつておち

ない

婦人といわず、子供といわず、片つば

しから

はしいまにしたのであります。武装警官隊のこの集会的暴行により、都民の犠死者九名、重軽傷六百数十名、たちまち人民広場は血の広場と化したのであります。

朝日新聞は言っております。暴行事件の潮の引いたあとには、永久に物を言わなくなった一青年が取残された。東京メーデーは、その胸に一個の死体を受取つたのである。この死体の重さを

感じないところに、政治もなく、良心もない。民主主義から人命の無条件の尊重を取去つたら、あとに何が残るか、こう言つております。

しかも、これは一人ではなく、九名であつたのであります。さらに、今日もまた、東京病院で、法政大学学生、近藤正士君が死んで行きました。近藤君は、警官のこん棒で頭を割られ、頭部内出血で倒れました。医者が絶対に安静を要求したこの重病患者に對して、

夜中に長時間の詰問を強行し、そのために、遂に彼の生命は奪われたのであります。かかる警察官の暴状を知つておればこそ、國民大衆は警察に對し最大の憎しみを抱いておるのだ。

だからこそ、当日警察側の自傷者に對して、大衆の力によつて、民間の病院はことごとくその治療を拒否しておるではありませんか。人民からの孤立を目のあたり経験した警察内部には、今や大動搖が起つてゐるのは、まことに突止千萬である。しかるに、木村法務

総裁は、これでもまだ警察のやり方が手ぬるかつたと放言いたしました。が、政府はまだ日本人民を――の

の所見をただしたいのである。

日本國民の血税で養われてゐる國家警察隊は、警察予備隊と同様、今や完全に――

――ことを明白に証明したのであります。いな、ここに指摘しておかなければならないことは、國民に對する最初の発砲は、まさしくMPの手によつて行われたことである。日本國の國家警察隊は、

――ことでもあります。國家警察隊は、今やまったく――

――ことは明らかであります。目撃しておる多数の通行人は、異口同音に、今日こそ警察官の正体をはつきり知つたと叫んでおるのであります。

UP通信東京支局長のボーク氏も、メーデーがどのように暴動化したのは、警察が人民広場を封鎖したことが原因だと見る、これは、このデモを日禁した外人記者の一致した意見である、こう言明しております。まさにその通り、今回の事件の一切の責任は、吉田政府とその國家警察當局にある、とは明白であります。政府は國民に對して、いかにその責任をとるつもりであるか、明確な答弁を求めるものであります。

政府は、事件後いち早くアメリカ大使館にあやまりに行つたさうであるが、國民に陳謝した話はまだ聞いておりません。それどころか、

被害者たる國民に對しては、損害賠償どころか、逆に入院中の被害者の治療を妨害し、騒擾罪として臨牀詰問を行い、重傷を負つて帰宅しつづめる途中におきまして、被害者を大量検挙しておる。多数の遺骸を隠しておる。これこそ、

盗人たけ／＼しい限りであるばかりでなく、天人ともに許すべからざる非人道行爲であります。

わが党は、國民にかゝつて政府に要求する。一、政府は被害國民に對して公に陳謝し、完全な賠償をなすべし。多数の遺骸はどうした。遺骸を出せ。一、警察總監並びにすべての下手人たる警官を即時罷免し、即時逮捕し、嚴罰に処すべし。一、吉田内閣は即時總辭職すべし。

使館にあやまりに行つたさうであるが、國民に陳謝した話はまだ聞いておりません。それどころか、

被害者たる國民に對しては、損害賠償どころか、逆に入院中の被害者の治療を妨害し、騒擾罪として臨牀詰問を行い、重傷を負つて帰宅しつづめる途中におきまして、被害者を大量検挙しておる。多数の遺骸を隠しておる。これこそ、

盗人たけ／＼しい限りであるばかりでなく、天人ともに許すべからざる非人道行爲であります。

わが党は、國民にかゝつて政府に要求する。一、政府は被害國民に對して公に陳謝し、完全な賠償をなすべし。多数の遺骸はどうした。遺骸を出せ。一、警察總監並びにすべての下手人たる警官を即時罷免し、即時逮捕し、嚴罰に処すべし。一、吉田内閣は即時總辭職すべし。

第二に重要な問題は、國民の抵抗権であります。人民広場における数千人の武装警官の無謀な集会的、組織的暴行に對し、大衆はその正当防衛権を發動し、断固としてこれに頑強な抵抗を行つたのであります。催涙彈、ガスマスク、ピストル、こん棒、防弾チョッキをもつて、すき間なく武装

し、

――この武装警官隊、これこそ日本國內に派遣せられた――でなくて何であります。大衆の抵抗は、この――に對する正当防衛であり、民族的憤激の爆発であつたのであります。帝國ファシズムにも對する民族防衛の實踐であるところのこの民族の抵抗権を、われ／＼は十分に直視しなければならぬのであります。

指摘すべきは、この抵抗者の中に多数の婦人、青少年が存在していたこと、いな、偶然通りかかつた一般の通行人たちが、めら／＼燃える外国自動車を見て拍手喝采を送り、そこらの石を拾つて外国自動車に投げつけたという事實は、そも／＼何を示すものであるか。これこそ、植民地アジアに幾たびとなく繰返された、帝國主義者に對する民族解放ののろしではありませんか。

インドのタイムズ・オブ・インディア、この新聞は、この事件を大々的に取上げて、日米行政協定の諸條項や、國民政府と交渉させるためにアメリカが日本に加えた圧力は、日本國民を反発させた、その責任は、連合國の忠告をかかつたところのアメリカ當局の責任

である、こう言っております。また、

インドスタン・スタンダード紙も言つて

おる。今度の東京事件のようなものが

早晩起ることは、サンフランシスコ條

約を拒否したアジア諸國が、かれて警

告したところである、日本報章なるも

のが、軍隊、軍事基地、治外法権とい

う形で現わされれば、それは戰略的に

も計劃的にも米國が日本を支配するた

めの見え透いた偽装である、従つて日

本に對米反抗が起るのは當然である、

と書いております。

○副議長(岩本信行君) 風早君に申し

上げます。申合せの時間が過ぎました

から簡潔に願います。

○風早八十二君(後) 今日の日本人

は、もはや断じて昨日までの日本人で

はありません。今や日本國民は、一

と、これを手引きしたのは吉田内閣で

あること、このことをはつきりと知

り、遂に民族解放の革命的エボルギ

の一端を爆發させたものであります。

は、これにあつてふために

て、去る五月二日の法務委員会にお

ける木村法務總裁、吉武労働大臣、田中

警視總監の正式報告を通じて、人民広

場の大衆行動を總評と切り離し、ひた

すらわが覺醒に一部の労働者、学

生、朝鮮人に集中攻撃をかけることに

よつて、メーデーに結集した統一戰線

の分裂を策するやと企圖したのであり

すが、この企圖は完全に失敗してお

る。人民広場の使用は總評の決議であ

ります。人民広場に結集した大衆は十

万を突破しておるのであります。日警

者は言つて及ばず、外國新聞紙まで例

外なく、抵抗行動が最も大衆的規模で

行われたことを確認しておるのであり

ます。(拍手)武装警官のピストルで背

生、朝鮮人に集中攻撃をかけることに

よつて、メーデーに結集した統一戰線

の分裂を策するやと企圖したのであり

すが、この企圖は完全に失敗してお

る。人民広場の使用は總評の決議であ

ります。人民広場に結集した大衆は十

万を突破しておるのであります。日警

者は言つて及ばず、外國新聞紙まで例

外なく、抵抗行動が最も大衆的規模で

行われたことを確認しておるのであり

ます。(拍手)武装警官のピストルで背

後から心臓を射抜かれて即死した高橋

正夫君は、現に東京都民生局の職員で

ある。總評系の都議の組合員ではない

か。

本年のメーデーは、西ドイツにおい

ても、大きな流血の惨事を見ました。

およそアメリカ占領制度のもとにお

て、洋の東西を問はず、同様の大事件

は今後幾たびか繰返され、ますゝ、振

大してやまないであります。かか

る人民の大衆的反抗は、一、四條約、

行政協定の存続する限り、断じてやま

ないであります。統一メーデーに

結集した五十万人の組織大衆は、一

四條約、行政協定の西へ、破防法の撤

回を決議しております。政府が依然と

して大衆のこの要求を無視し、破防法

を強引に押し通すならば、第三次メ

ーデーに、

ストを含む全國民の大衆行動はいま、

熾烈化し、今後吉田内閣打倒に向つて

展開されるのであります。このことは、火

を見るよりも明らかであります。政府

は、すみやかに一、四條約、行政協定

を撤棄し、破防法、刑事特別法を撤回

すべきだ。政府の所信をたすもので

あります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) ただいまの風

早君の発言の中には不禮儀の言辭がある

ようでありますから、速記録を取調べ

の上、適當の処置をとることとしたし

ます。

○國務大臣(木村篤太郎君) ただいま

風早君は、警察が

——と、きわめて不禮儀なことを申さ

れました。何がさうなことがある

か。おそらく風早君の胸のうちに、さ

うな計画でもしておるのではないか

と、私は思つております。(拍手)し

かして、警察官が非常な暴行をしたよ

うなことを言いますが、これは全然

逆であります。その当時見ておつた者

は、ことごとく痛恨しております。警

察官が三番に投げ込まれ、はい上

ろうとするのを、上から石を投げた

り、あるいは竹ざおでこれをつつ

たり、実に残酷無比のことをやつてお

るのであります。これをしも何と見る

か。私は痛恨禁じあたざるものがある

のであります。いかに計劃的にこの

事件が進められたか、またこの事件に

使用された武器がどのようなものであ

つたかといふことは、検察庁押収の物

件を見ればきわめて明瞭であらうと思

います。(拍手)私は、この事件につき

まして、左翼分子のやり方、いかにも

人道無視の行動について痛恨しておる

者の一人であります。

なほMPが発砲云々といふことを言

われましたが、MPが発砲しておると

いう事実は、報告を受けておりませ

ん。(拍手)

○國務大臣(吉武憲市君) 風早君の質

問にお答えをいたします。

皇居前広場の使用は公共の用に供す

るという話であります。もちろん公

共の用に供しております。それだから

地としておるのであります。決して

政治的、宗教的儀式や行事を行うと

ころではございません。

また今回の事件は、いかに一般の

労働者大衆が入つたように言つてお

れますが、先ほど法務總裁の御説明に

もありません。総評は明治神宮

外苑でメーデーの行事を行い、それぞ

れ計開通りに行進をして散会してあり

ます。ただ共産主義的な煽動及び全学

連の一部の人たちだけがメーデーにお

てあります。

私どもは、今後といえども、かゝの

ごとき破壊的な分子が労働運動に便乗

することは断固反撃するつもりでおり

ます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて質疑

は終了いたしました。

教育施設の復原、確保に関する決

議案(印木保君外二十三名提出)

○議案審議司君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。すなわち、印木

保君外二十三名提出、教育施設の復

原、確保に関する決議案、及び井之口

政雄君外二十三名提出、教育施設の復

原、確保に関する決議案の両案は、い

ずれも提出者の要求の通り委員会の審

査を省略してこの際逐次議題となし、

その審議を進められんことを望ま

す。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議

に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

六八七

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 教育施設の復原、確保に關する決議案

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 教育施設の復原、確保に関する決議案

○副議長(岩本信行君) 御異議ないと認めます。よつて附議は追加せられませんでした。

まず、甲木保君外二十三名提出、教育施設の復原、確保に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を明かします。岡延右エ門君。

教育施設の復原、確保に関する決議案

決議

国家の発展は、教育の成果にまつこと甚大であり、特に現代においては、この教育目的を遂行するために、その施設、設備の整備充実を必要要件とすることは言をまたないところである。しかるに我が国においては、戦災により教育施設が著しく破損したばかりでなく、その後においても連合国軍用、予備隊用その他への転用多く、ために甚く窮乏の度を加えている現状である。

いま予備隊用施設の時を除き、現にこれら教育目的以外に転用中の一切の教育施設は、これを優先的に復原し、将来に向つてもその確保をし、もつて教育の支障を少なからしめるよう、政府は、すみやかに逐次

な措置を講ずることを強く要望する。

右決議する。

○岡延右エ門君 たいまつ上掲いただき

れました。共産党を除く各派共同提案による教育施設の復原、確保に関する決議案について、発議者を代表いたしました。本案提出の趣旨の概説明をいたしたいと存じます。

まず案文を朗読いたします。

「副議長退席、議長着席」
教育施設の復原、確保に関する決議案

国家の発展は、教育の成果にまつこと甚大であり、特に現代においては、この教育目的を遂行するために、その施設、設備の整備充実を必要要件とすることは言をまたないところである。しかるに我が国においては、戦災により教育施設が著しく破損したばかりでなく、その後においても連合国軍用、予備隊用その他への転用多く、ために甚く窮乏の度を加えている現状である。

いま予備隊用施設の時を除き、現にこれら教育目的以外に転用中の一切の教育施設は、これを優先的に

に復原し、将来に向つてもその確保をし、もつて教育の支障を少なからしめるよう、政府は、すみやかに適切な措置を講ずることを強く要望する。

右決議する。

申し上げるまでもなく、今後日本が真に民主的な文化国家として健全な発展を遂げるか否かは、一に教育の成果にかかっているものでありまして、教育こそは新しい日本を生み出す生命力なのであります。この意味において、戦後我が国は、従来の教育制度は根本的検討を加へまして、新憲法に精神に基づき幾多の改革を断行してゐたことは、御承知の通りであります。しかしながら、現代の教育内容を体系づけ、その実効を収めるためには、まずもつて教育施設及び設備の整備充実をはかることが必須条件でありまして、この要件を満たすためには、教育用建物の燃焼に燃える国民は、困難な経済事情を克服して鋭意努力して参つたことも、皆さん御承知の通りであります。

願ふに、今次の戦争によりまして、我が国の教育施設の受けた打撃は非常に大きく、これを学校の例をとつてみれば、難民学校の数は約三十五万、その総面積約三百万坪に達してい

るのであります。なおこれに加えて、その後連合軍の進駐により接収された教育施設が多数あるのであります。文部省の調査により、学校関係につきこれを見ますと、大学、専門学校、中学校合計五十二件、建物総坪数約三万五千余坪、土地約二十一万四千坪、ほかに図書館、美術館、動物園、青年館、運動施設等、学校以外の教育施設については二十二件、建物約一万二千坪、土地十六万二千余坪が現在接収されているのであります。さらにまた、

国内問題といたしましても、教育施設が種々の用途に転用されておりました。たとえば警察予備隊において現在使用している学校数はおよそ十五校、建物四万三千坪、敷地約二十二万坪、その他の建物十一万二千余坪、土地七十一万余坪の多きに達しているのであります。

さて、これら接収され、また他に転用されている学校の現状はどうかと申しますと、あるいは他校に間借りして不自由な授業を行い、あるいは急造のバラックでまぎらふ用處をしのぐ等、母校を失つた生徒学生たちの嘆きは、まことに悲痛無量なるものがあるものであります。彼等は、一日も早くみづから

望んでいるのでありまして、これらの願いは、父兄、学校当局、地元等を動かしまして、熱烈な情願となつて現われ、国会へもしばしば参つてゐることは、これまですでに皆さん御承知の通りであります。

以上申し上げましたように、接収または転用によつて生ずる教育上の障害は、まことにゆゆしいものがあるのであります。これらの事実が国民全般に及ぼす心理的影響はまことに憂慮すべきものがあることを、率直に認めざるを得ないのであります。元来、教育施設は、教育目的のためにのみ使用されること

が当然であつて、教育の重要性にかんがみ、これが他への転用は、これを排除されるべきものであります。いれんが、戦時緊要施設の結果、義務教育の最低基準によつて計算してもなお数十万坪の不足を示している現状において、現に接収されている教育施設は、他の諸施設に優先して解除され、また他の目的に転用されている国内の教育諸施設も、これをすみやかに本来の姿に復原することはもちろん、将来に於いて、その確保について万全の考慮を拂ふことが、きつめて緊要なことでありまして、本決議案の提案

理由の説明を終ります。何とぞ御場一致の御賛成をお願いいたす次第であります。(拍手)

○議長(林田治君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林田治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長(林田治君) 次に、井之口政雄君外二十二名提出、教育施設の復興、確保に関する決議案を議題とするはす。

であります。ただいま中本君外二十三名提出の決議案が議決されましたので、審議を要しないものとしたします。

第二 耐火建築促進法案(鈴木仙八君外十三名提出)

○議長(林田治君) 日程第二、耐火建築促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事鈴木仙八君。

耐火建築促進法案

耐火建築促進法案

(目的)

第一節 この法律は、都市に於ける

昭和二十七年五月六日 衆議院会議録第三十八号 耐火建築促進法案

耐火建築物の建築を促進し、防火

建築帯の造成を図り、火災その他

の災害の防止、土地の合理的利用

の増進及び木材の消費の節約に資

し、もつて公共の福祉に寄與する

ことを目的とする。

(耐火建築帯造成の原則)

第二條 防火建築帯は、都市の概要

地帯にあつて、地上階数三以上の

耐火建築物が帯状に建築された防

火帯となるように造成されなけれ

ばならない。

(用語の意義)

第三條 この法律における用語の意

義は、第一号から第三号までに掲

げるものについては、それぞれ当

該各号に定めるところにより、第

四号から第十一号までに掲げるも

のについては、建築基準法(昭和二

十五年法律第二百一十一号)及び建築

基準法施行令(昭和二十五年政令

第三百三十八号)に定めるところ

による。

一 耐火建築物 主要構造部が耐

火構造である建築物をいう。

二 建築 建築物を新築し、又は

増築(建築物の体積を増加しな

いものを除く)することをい

三 防火地域 建築基準法第六十

條第一項に規定する防火地域を

いう。

四 主要構造部

五 耐火構造

六 建築物

七 都市計画区域

八 建築主

九 敷地

十 建築設備

十一 設計図書

(耐火建築帯の指定)

第四條 建設大臣は、都市計画区域

内の町町村における火災その他の

災害を防止し、あわせて土地の合

理の利用に資するため必要である

と認めるときは、当該市町村の防

火地域の全部又は一部について、

耐火建築帯を指定することができる。

この場合においては、あらかじめ、

当該市町村の長及び当該市

町村を包括する都道府県知事の意

見を聞かなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により

耐火建築帯を指定しようとする

ときは、あらかじめ、国家消防庁長

官の意見を聞かなければならな

い。

3 建設大臣は、第一項の規定によ

り耐火建築帯を指定したときは、

これを官報で告示しなければならない。

(耐火建築帯の区域内における耐

火建築物に対する地方公共団体の

補助)

第五條 地方公共団体は、前條第一

項の規定により耐火建築帯が指定

された場合においては、当該区域

内における耐火建築物の建築につ

いて、補助金を交付することがで

きる。

(補助金の交付)

第六條 同は、耐火建築帯の区域内

において、地方公共団体が前條の

規定により耐火建築物を建築する

建築主に対して補助金を交付する

場合又は当該地方公共団体が自ら

これを建築する場合において、当

該耐火建築物の建設大臣が指定す

る部分が、地上階数三以上のもの

若しくは高さ十一メートル以上の

もの又は基礎及び主要構造部を地

上第三階以上の部分を増築を予定

した構造とした二階建のものであ

るときは、当該耐火建築物の地上

階数四以下及び地下第一階以上の

部分について、当該地方公共団体

に対して、その費用につき、予算

の範囲内において、補助金を交付

することができる。

2 建設大臣は、前項の規定により

耐火建築物の部分に指定したとき

は、これを官報で告示しなければ

ならない。

(補助金額の限度)

第七條 前條第一項の規定により国

が地方公共団体に對して交付する

補助金の額は、耐火建築物と木造

の建築物との単位面積当りの標準

建築費の差額の四分の一に相当す

る額に、補助の対象となる耐火建

築物の床面積の合計を乗じた額以

内とする。但し、当該耐火建築物

を建築する者が地方公共団体以外

の者である場合においては、地方

公共団体が建築主に対して交付す

る補助金の二分の一に相当する額

をこえることができない。

2 非常災害に因り多数の建築物が

滅失した市町村において、第四條

第一項の規定により指定した耐火

建築帯の区域で政令で定めるもの

の内においては、前項の規定は、

非常災害の発生した日から一年間

に限り、同項中「四分の一」とある

のは「三分の一」と読み替えて適用

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 耐火建築物促進法案

六九〇

3 第一項の標準建築費は、地域別及び標準別に建設大臣が定める。
(補助金交付の取消、停止又は返還)

補助金交付の通知があつた日から三月以内に着手されないとき、又はその完了が著しく遅れたとき。

建設大臣が建築主について、前項各号の一に該当する事由があるとき、又はその完了が著しく遅れたとき。

目的を最もよく達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける地方公共団体の長又は当該補助に係る耐火建築物の建築主に対して、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は職員を指定して、当該補助に係る耐火建築物又は関係の物件若しくは設計図書その他の書類を实地検査させることができる。

第十二條 防火建築帯の区域内において、その全部又は一部につき、当該地方公共団体の長が特に緊急に防火建築帯を造成する必要があると認める場合において、当該区域内における地上階数三以上の耐火建築物を建築する者がない部分(現に地上階数二以下の耐火建築物がある部分で、防火建築帯の効用を著しく害する虞がないと認められた部分を除く)において、当該区域内の土地の所有者、当該土地の借地権者(当該土地を賃貸している者を除く。以下同じ)及び当該土地にある建築物の賃借権者の総数のそれぞれ三分の二以上の申出に基づき、当該地方公共団体が自ら地上階数三以上の耐火建築物を建築しようとするときは、当該耐火建築物の敷地として必要な土地を使用することができる。

第八條 地方公共団体は、第五條の規定により建築主に対して補助金を交付する場合で、且つ、当該補助に係る耐火建築物について第六條第一項の規定により図からの補助金の交付を受ける場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該建築主に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

建設大臣は、第六條第一項の規定により地方公共団体に対して補助金を交付する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該地方公共団体に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

前二項の規定により建設大臣又は地方公共団体の長が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長又は建築主に対して、釈明のため意見書述べ、及び自己のため有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第九條 第六條第一項の規定による補助金の交付及び前條第二項の規定による補助金の返還に關して必要な手続は、建設省令で定める。

第十一條 地方公共団体は、防火建築帯として指定されていない区域

一 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

二 補助に係る耐火建築物が建築物の敷地、構造及び建築設備に關する法律又はこれに基く命令若しくは條例(建築基準法第七十五條の規定による建築協定を含む)の規定に違反して建築されたとき。

三 正当な理由がなく、補助に係る耐火建築物の建築工事が地方公共団体から建築主に対して

四 前各号の外、当該建築主がこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらに基く地方公共団体の長の処分違反したとき。

建設大臣は、第六條第一項の規定により地方公共団体に対して補助金を交付する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該地方公共団体に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 地方公共団体の長が建築主について、前項各号の一に該当する事由があると認めて、当該建築主に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、若しくは交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じたとき、又は地方公共団体の長がこれらの措置を講じない場合においても、建

設大臣が建築主について、前項各号の一に該当する事由があるとき、又はその完了が著しく遅れたとき。

二 地方公共団体が補助金を補助の目的以外に使用したとき。

三 地方公共団体が建築主である場合において、補助に係る耐火建築物が前項第二号又は第三号に該当するとき。

四 前各号の外、地方公共団体がこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらに基く建設大臣の処分違反したとき。

2 前項の規定により地方公共団体が土地を使用しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都市計画審議会(大正八年勅令第四百八十三号)に基き、都市計画審議会の意見を聞いた後に、当該耐火建築物の建築計画につき建設大臣の承認を受けなければならない。 3 第一項の規定による土地の使用については、この法律に別段の定めがある場合を除く外、土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定を適用する。 4 地方公共団体の長が第二項の規定による建設大臣の承認を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、建築計画に係る区域(以下「起業地」という。)及び耐火建築物の建築を必要とする理由を記載した建築計画承認申請書を、左に掲げる書類を添付して、起業地を管轄する都道府県知事を經由して建設大臣に提出しなければならない。 一 事業計画書 二 起業地及び事業計画を表示する図面 三 起業地内の土地の所有者、当	該土地の借地権者及び当該土地にある建築物の賃借権者の総数及び第一項の規定により申し出た者の数 四 起業地内は土地收用法第四條に規定する土地があるときは、その土地に関する調査、図面及び当該土地の管理者の意見 五 第二項の規定による都市計画審議会の意見 六 第五項の規定による建築計画につき利害関係を有する者の意見 5 地方公共団体が第一項の規定により耐火建築物を建設するため、同項の規定により土地を使用し、自ら地上附設三以上の耐火建築物を建築しようとするときは、当該地方公共団体の長は、都市計画審議会の意見を聞く前に、あらかじめ、起業地及び建築計画の概要を公告し、且つ、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該建築計画につき利害関係を有する者は、その縦覧期間内に当該地方公共団体の長に意見書を提出することができる。 6 建設大臣は、第二項の規定によ	り建築計画を承認した場合においては、その旨並びに当該地方公共団体の名称及び起業地を官報で告示するとともに、これらの事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。 7 第一項の規定により土地を使用する場合における土地收用法の適用については、第二項の建設大臣の承認をもつて同法第二十條の規定による建設大臣又は都道府県知事の事業の認定が、前項の建築計画の承認の告示をもつて同法第二十六條第一項の規定による建設大臣又は都道府県知事の事業の認定の告示があつたものとみなす。この場合においては、同法第二十九條中「三年以内」とあるのは、「六月以内」と読み替へて同條の規定を適用するものとする。 (土地の使用に代る收用の請求) 第十三條 前條第二項の規定により地方公共団体(以下「起業者」という。)が土地を使用しようとする場合においては、当該土地の所有者は、その土地の收用を当該土地の所在する都道府県の收用委員会に請求することができる。 2 前項の規定による請求は、土地	收用法第四十五條第一項若しくは第六十三條第二項の規定による意見書又は第六十五條第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつてしなければならない。 (使用の効果及び裁決) 第十四條 收用委員会が土地の使用の裁決をした場合においては、起業者は、使用の時期において、当該土地について耐火建築物の所有を目的とする借地法(大正十年法律第四十九号)に規定する賃借権を取得する。 2 土地の使用に関する裁決においては、收用委員会、土地收用法第四十八條第一項各号に掲げる事項の外借地法の規定に反しない限度において、借賃の支拂方法、増減その他必要な事項についても裁決しなければならない。 (耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償) 第十五條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を收用する場合において、当該土地の所有者は、その土地の所有権に關する補償金の全部又は一部に代えて、当該耐火建築物の一部の所有を請求することができる。	補償をもつて損失を補償することを收用委員会に要求することができ、この場合において、收用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、耐火建築物の当該要求に係る部分の建築工事を完了すべき時期を定めて、使用され、又は收用される土地の位置、面積、形状、賃借借条件等を総合的に勘案して、これらに照応すると認められる耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。 (耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償) 第十六條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を收用する場合において、前條の規定により補償の要求をしない当該土地の所有者又は当該土地の借地権者は、その土地の所有権又はその土地を使用する権利に關する補償金の全部又は一部に代えて、当該耐火建築物の一部の賃借権をもつて損失を補償することを收用委員会に要求することができる。この場合において、收用委員会は、その要求が相当であると
---	---	---	--	--

認めるときは、耐火建築物の当該要求に係る部分の建築工事を完了すべき時期を定めて、使用され、又は収用される土地の位置、面積、形状、貸借条件等及びその土地にある建築物の位置、用途、規模、構造、貸借条件等を総合的に勘案して、これらに照応すると認める耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。

2 収用委員会は、前項の規定により賃借権者に対して、耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合で、同時に前條の規定により土地の所有者に対して耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合においては、特別の事情がある場合を除く外、所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より大であるときは所有者の要求に係る部分内について、所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より小であるときは所有者の要求に係る部分の全部を含む部分について、損失の補償の裁決をしなければならない。

3 収用委員会は、第一項の規定により土地の所有者及び借地権者に対して、耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合においては、特別の事情がある場合を除く外、土地の所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より大であるときは所有者の要求に係る部分内について借地権者に、その他の部分について所有者に、小であるときは借地権者に対してのみ耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。

(耐火建築物の一部の賃借権又は転借権をもつてする損失の補償)

第十七條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を収用する場合において、当該土地にある建築物の賃借権者は、賃借権に関する補償金の全部又は一部に代えて、耐火建築物の一部の賃借権又は転借権をもつて損失を補償することを収用委員会に要求することができる。前條第一項後段の規定は、この場合について適用する。

2 収用委員会は、前項の規定により当該土地にある建築物の賃借権者に対して耐火建築物の一部の賃借権又は転借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合において、同時に第十五條の規定により土地の所有者に対して耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決及び前條の規定により土地の所有者又は借地権者に対して耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をあわせてしようとする場合であり、且つ、左の各号の一に該当するときは、特別の事情がある場合を除く外、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一 建築物の賃借権者の要求に係る部分が土地の所有者の第十五條の規定による要求に係る部分より大である場合においては所有者の要求に係る部分の全部を含む部分について、小である場合においては所有者の要求に係る部分内について、それぞれ賃借権(前條の規定による借地権者の要求があつて、且つ、その要求に係る部分と重複する部分について)転借権)

二 建築物の賃借権者の要求に係る部分が土地の所有者の前條の規定による要求に係る部分より大である場合においては所有者の要求に係る部分の全部を含む部分について転借権、その他の部分については賃借権、小である場合においてはその要求に係る部分内について転借権

三 建築物の賃借権者の要求に係る部分が借地権者の前條の規定による要求に係る部分より大である場合においては借地権者の要求に係る部分の全部について転借権、その他の部分については賃借権、小である場合においてはその要求に係る部分内について転借権

の補償に係る耐火建築物の一部等の差額に相当する金額を支拂うことを条件として、利用上必要な限度において、当該損失の補償に係る耐火建築物の一部等に追加して他の耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて要求することができる。この場合において、収用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、当該差額に相当する金額を支拂うべき時期を定めて、耐火建築物の一部等に追加して当該他の耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて裁決しなければならない。

(担保の提供)

第十九條 前四條の規定により耐火建築物の一部等をもつてする損失の補償の裁決をする場合においては、収用委員会は、当該補償金に相当する金額を起業者が担保として提供すべき旨の裁決をあわせてしなければならない。

(敷金の拂渡)

第二十條 起業者は、第十二條第一項の規定により土地を使用する場合においては、使用の時期までに、三年分の借賃に相当する金額

昭和二十七年五月六日 衆議院會議録第三十八号 耐火建築促進法案

- を、敷金として、土地所有者に拂い渡さなければならない。
- 2 起業者が前項の規定による拂渡をしないときは、収用委員会の使用の裁決は、その効力を失う。
- (担保の供託)
- 第二十二條 第十九條の規定による担保は、金銭又は収用委員会が相当と認める有価証券を供託することによつて提供するものとする。
- 2 前項の規定による供託は、使用又は収用の時期までにしなければならない。
- 3 起業者が使用又は収用の時期までに第一項の規定による供託をしないときは、収用委員会の使用又は収用の裁決は、その効力を失う。
- (権利の取得)
- 第二十二條 第十五條から第十八條までの規定により耐火建築物の一部等をもつてする損失の補償の裁決又は耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者は、耐火建築物の当該裁決に係る部分の建築工事が完了し、建築基準法第七條第三項又は第十八條第七項の規定による検査済証の交付があつたときは、当該耐火建築物の一部の所有権又は借家法(大正十年法律第五十号)に規定する賃借権若しくは転借権を取得する。
- 2 起業者は、前項の規定による検査済証の交付があつたときは、遅滞なく、前項に規定する者に第十五條から第十八條までの規定による裁決に係る耐火建築物の一部等を引き渡さなければならない。
- (担保の取得及び取り戻し等)
- 第二十三條 正当な理由がなく、起業者が第十五條から第十八條までの規定による裁決に係る耐火建築物の部分の建築工事をその完了すべき時期までに完了しないとき、又は前條第二項の規定による引渡をしないときは、損失の補償の裁決を受けた者は、収用委員会の確認を得て、当該建築工事又は引渡が遅延したことにより受けた損害に相当する額を、第二十一條第一項の規定により起業者が提供した担保の全部又は一部について、取得することができる。
- 2 起業者は、前條第二項の規定による引渡をしたときは、収用委員会の確認を得て、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取り戻すことができる。
- 3 第十八條の規定により差額を支拂うことを条件として耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者が、正当な理由がなく、その裁決に係る差額をその支拂うべき時期までに支拂わないときは、起業者は、収用委員会の確認を得て、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取り戻すことができる。
- 4 第十八條の規定により耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者が裁決に係る差額の全部を支拂うことができない場合においては、その差額を支拂うべき時期までにその一部を支拂うことを条件として、その損失の補償に係る耐火建築物の一部等に追加して耐火建築物の一部等を提供すべきことを収用委員会に要求することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、起業者は、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取り戻すことができる。
- 5 第三項の規定により起業者が取り戻した担保を当該裁決を受けた者に引き渡し、当該裁決を受けた者がこれを受け取つたときは、起業者は、収用委員会の確認を得て、当該裁決を受けた者が、正当な理由なく、その裁決に係る差額をその支拂うべき時期までに支拂わないときは、起業者は、収用委員会の確認を得て、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取り戻すことができる。
- 6 収用委員会は、第四項の規定による要求に対して耐火建築物の一部等を提供することを裁決しようとする場合においては、その要求が相当であり、且つ、起業者に甚しく損害を與えないものと認めた場合に限り、耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて裁決することができる。
- 7 第一項から第三項まで及び第五項の規定による担保の取得、取り戻し及び収用委員会の確認に関する必要な手続は、建設省令で定める。
- (買受権)
- 第二十四條 起業者が、正当な理由がなく、使用又は収用の時期から一年を経過しても耐火建築物の建築工事に着手しないときは、土地を使用され、若しくは収用された者又はこれらの者の包括承継人は、収用委員会の確認を得て、起業者がその土地の所有権に対して支拂つた補償金に相当する金額を起業者に提供し、又は前條第一項の規定による起業者が提供した担保を取得する権利を放棄して、その使用された土地の返還を求め、又は収用された土地を買い受けることができる。
- 2 前項の規定による収用委員会の確認に関する手続は、建設省令で定める。
- (譲渡等の場合の措置)
- 第二十五條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を収用して耐火建築物の建築工事を完了した後に、起業者が当該耐火建築物又はその部分を他に譲渡し、又は賃貸しようとする場合においては、起業者は、それぞれ左の各号に定めるところにより、これをしなければならない。この場合においては、起業者は、あらかじめ、その旨を当該各号に掲げる者に通知するとともに、公告しなければならない。
- 一 第二十二條の規定により当該耐火建築物の一部の賃借権を取得した者が、その取得した権利に係る部分について譲渡の要求をしたときは、他に優先してその者に譲渡すること。

二 現に土地を使用されている者がその土地の買取及びその対価として耐火建築物の一部の譲渡又は賃貸を要求したときは、その者に譲渡し、又は賃貸すること。

三 前二号に掲げる譲渡又は賃貸の要求がなかつた場合において、左のイからニまでの一に該当する者が譲渡又は賃貸の要求をしたときは、これらの者が所有し、若しくは所有していた土地の面積又は所有し、若しくは賃借していた建築物若しくはその一部の床面積の合計を基準として、当該耐火建築物の建築工事が完了した日から五年以内に限り、他に優先してこれらの者に譲渡し、又は賃貸すること。

イ 地方公共団体に当該耐火建築物の敷地となつた土地を譲渡し、又は賃貸した者、当該土地の上にあつた建築物の所有者及び当該建築物の賃借権者並びにこれらの者の包括承継人

ロ 収用された土地の所有者であつた者及びその包括承継人

ハ 使用され、又は収用された

土地にあつた建築物の所有者及びその包括承継人

ニ ハに掲げる建築物の賃借権者

2 前項第三号イからニまでに掲げる者の優先順位は、その掲げる順序による。但し、前項第三号イにあつては、包括承継人は、それぞれその者によつて承継された者の順位により、二人以上の同順位者がある場合においては、その順位は、くじで定めるものとする。

3 第一項の場合において、譲渡価額又は賃貸料は、当該耐火建築物を建築した時における総建築費を基準として算出したもの以下のものでなければならぬ。

(補助金の総収入金額の不算入)

第二十六條 事業を営まない個人が第五條又は第十一條の規定により交付を受けた補助金を耐火建築物の建築費に充てた場合においては、当該建築費に充てた補助金の金額は、当該個人の当該補助金の交付を受けた年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第二項に規定する総収入金額に算入しない。

2 個人が前項の規定の適用を受け

て取得した耐火建築物は、所得税法の適用については、その充てた補助金に相当する部分については、その取得価額がないものとみなす。

3 第一項の規定は、所得税法第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項若しくは第二十六條の二第一項に規定する申告書又は同法第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに交付を受けた補助金の額、その建築費に充てた補助金の額、その取得した資産の取得価額及びその取得した資産に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、適用しない。

(固定資産税の軽減)

第二十七條 第五條又は第十一條の規定による補助に係る耐火建築物に対して課する固定資産税については、地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)第六條第二項の規定の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

3 建築基準法の一部を次のように改正する。

第五十五條第一項但書を次のように改める。

但し、左の各号の二に該当する建築物については、この限りでない。

一 商業地域内で、且つ、防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの

二 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの

同條第二項中「前項」を「前二項に」「同項を」これらの項に改め、同項を同條第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 住居地域内、準工業地域内又は工業地域内、且つ、防火地域内又は準防火地域内においては、

建築物の建築面積は、前項の規定にかかわらず、敷地面積の十分の六以内とすることができ、第六十一條の次に次の一條を加える。

(防火地域内における既存建築物に対する制限の緩和)

第六十一條の二 既存建築物で、前條の規定に適合しないものを、政令で定める範囲内において、増築し、又は改築する場合においては、第三條の規定にかかわらず、前條の規定は、適用しない。

第六十二條第一項及び第二項中「前條」を「第六十一條」に改める。

第九十九條第一項第五号中「第六十一條から第六十四條まで」を「第六十一條第六十二條から第六十四條まで」に改める。

同條第二項中「第四号、第五号又は第七号」を「第五号、第六号又は第八号」に改める。

耐火建築促進法案(鈴木仙八君外十三名提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

(鈴木仙八君登壇)

○鈴木仙八君 ただいま議題となりました、不肖鈴木仙八外十三名提出の耐

火建築促進法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、都市における耐火建築物の建築を促進し、あわせて土地の合理的利用をはかることを目的としております。その方法は、まず都市の防火地域内に、建設大臣が関係地方公共団体の長の意見を聞いて防火建築帯を指定し、この中に耐火建築物を建築する者に對し、困及び地方公共団体から補助金を交付し、また市町村長が必要と認める場合は、これに對する固定資産税を軽減し得ることとして、耐火建築を奨励せんとするものであります。

本法案は、四月二十四日、本委員会に付託せられまして以来、慎重に審議いたしました。

次に、本案に關する質疑のおもなるものについて申し上げます。第一に、防火建築帯は都市の主要地帯に指定されることになっているが、主要地帯とはいかなる地帯をさすのかという点であります。

これに對しては、主要地帯とは必ずしも政治経済上の中心地に限る意味ではなく、密集した住宅地等で、火災危険度の高い地帯をも含むという答弁でございました。第二に、今回の鳥取市の火災のごとき、突発事件に

關する適用の問題であります。これに對しては、かかる場合には、現地の希望により防火建築帯の追加指定も可能であり、予算的にとりあえず既定予算を充當するが、他の計画に支障を来さないよう、補正予算等の機会にできる限り本予算を補充したいということでありました。

最後に、本法案には耐火材料の生産や検査並びにこれに對する援助の方策が規定されていないが、將來はこの方面をも規定して耐火建築を一層促進したいという点、並びに昭和二十七年に決定した二億円の予算では僅少に過ぎ、防火建築帯の指定がかえつて建築を遅らせる結果ともなるおそれがある、今後大幅に拡充せねばならぬという点に關し、強い希望意見の開陳がありました。

かくて、討論を省略し、採決の結果、多数をもって可決せられました。以上、簡単に御報告申し上げます。

(拍手)

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

△賛成者起立

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

△賛成者起立

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

△賛成者起立

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

△賛成者起立

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

△賛成者起立

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

△賛成者起立

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

△賛成者起立

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

災	害	地 区
昭和二十七年四月十日	鳥取県	鳥取市
七日鳥取県鳥取市に		おこつた火災

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○佐瀬昌三君登壇

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

△賛成者起立

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

○議長(林謙治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

△賛成者起立

○議長(林謙治君) 起立多数、よつて

六九六
ポツ

百二號) 附則第五條 第七條及
び第九條
附則

1 この法律は、公布日本国との平和條

2 法務府設置法（昭和二十二年）

律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中、「連合団最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校

又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査等に関する事項」

削る。

第七條第三項第二号を削る。

○議長(林廣治君) 採決いたします。

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林國治君) 起立多数。よつ
参議院の修正に同意するに決しま

た。



○福永健吉君 残念の目に及ぶ其
 本日はこれにて散会せられんことを
 願ふ。

○議長（林譲治君） 福永君の動議に
異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

10

10

○議長(林義雄) 御異議なしと認め
ます。よつて動議のごとく決しまし
た。

本月はこれにて散会いたします。
午後四時二十四分散会

出席國務大臣

法務總裁 木村寛太郎君
文部大臣 天野 貞祐君
厚生大臣 吉武 惠市君
國務大臣 大橋 武夫君
國務大臣 周東 英雄君
國務大臣 山崎 猛君
出席府府委員

法務府法制意
見第一局長

刑政局長 清原 邦一君

法務府檢察局長 岡原 昌男君

法務府特別
審査局長 関 之君

法務府特別
審査局長 吉橋 敏雄君

外務事務官 三宅喜二郎君

文部大臣官
房會計課長 小林 行雄君

文部省管理局長 近藤 直人君

建設政務次官 塚原 俊郎君

朗読を省略した報告

一、去る四月二十八日閣会において承
認することを議決した次の件を内閣

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 議長報告

に送付し、その旨參議院に通知し
た。

日本國との平和條約第十五條(a)に基
いて生ずる紛争の解決に関する協定
の締結について承認を求めの件

一、去る四月二十八日次の法律の公布
を奏上し、その旨參議院に通知し
た。

米穀の政府買入価格の特例に関する
法律
十勝沖地帯による農林業害害の復旧
資金の融通に関する特別措置法
公務員等の懲戒免除等に関する法
律

日本國とアメリカ合衆國との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う地方税法の臨時特例に關
する法律

日本國とアメリカ合衆國との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う郵便法の特例に関する法
律

日本國との平和條約の効力発生及び
日本國とアメリカ合衆國との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う道路運送法の特例に關
する法律

日本國とアメリカ合衆國との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う水先法の特例に関する法
律

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基く厚生省関係諸命
令の措置に関する法律

外国人登録法
信用金庫法の一部を改正する法律
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基く外務省関係諸命
令の措置に関する法律

一、去る四月三十日林議長は吉田内閣
總理大臣申出の、次の者を政府委員
に任命することを承認した。

建設省都市局長 石破 二郎
法務府法制
意見參事官 位野木益雄

一、吉田内閣總理大臣から林議長宛、
去る四月三十日議長において承認し
た石破二郎を同日政府委員に任命し
た旨、及び同日内閣總理大臣官房監
査課長栗山康平の政府委員を免した
通知を受領した。

一、去る四月二十八日地方行政委員會
において、次の通り理事を補欠選任
した。

理事 門司 亮君(理事門司亮
君去る四月二十五日委員
辭任につきその補欠)

一、去る四月二十八日議長において、
次の常任委員の辭任を許可した。
法務委員 川崎 秀三君
外務委員 宮原幸三郎君

大蔵委員 水田三喜男君
労働委員 大西 正男君

一、去る四月二十八日議長において、
次の通り常任委員の補欠を指名し
た。

法務委員 大西 正男君
外務委員 水田三喜男君
大蔵委員 宮原幸三郎君
労働委員 川崎 秀三君

一、去る四月三十日議長において、次
の常任委員の辭任を許可した。
内閣委員 鈴木 義男君
法務委員 石川金次郎君
風早八十二君

外務委員 小笠原八十美君
農林委員 宇野秀次郎君
松本 善壽君

通商産業委員 風早八十二君
加藤 亮君
郵政委員 石原 登君

予算委員 水谷長三郎君
横田甚太郎君

一、去る四月三十日議長において、次
の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 水谷長三郎君

法務委員 鈴木 義男君
風早八十二君

外務委員 鈴木 義男君
宇野秀次郎君

農林委員 栗山長次郎君
石原 登君

通商産業委員 小笠原八十美君
加藤 亮君
郵政委員 風早八十二君
中馬 辰猪君

予算委員 石川金次郎君
加藤 亮君

法務委員 鈴木 義男君
栗山長次郎君
風早八十二君
前田 種男君

通商産業委員 鈴木 義男君
風早八十二君
予算委員 有田 二郎君
小川原政信君

一、去る二日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。
法務委員 前田 種男君
風早八十二君

昭和二十七年五月六日 衆議院會議第三十八号 議長の報告

六九八

通商産業委員 梨木作次郎君 労働委員 鈴木 藩男君 予算委員 野原 正勝君 増田甲子七君 岡崎 勝男君 益谷 秀次君 懲罰委員 佐藤 親弘君 牧野 寛榮君 有田 二郎君 角田 幸吉君	航空法案内閣提出第一七九号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基く行政協定の實施に伴う航空法の特例に関する法律案 (内閣提出第一八〇号) 以上二件 運輸委員会 付託	ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案 一、去る四月二十八日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。 日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めるの件 一、去る四月二十八日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 米穀の政府買入価格の特例に関する法律案 十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案 一、去る四月二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 公務員等の懲戒免除等に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う郵便法の特例に関する法律案	日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う水先法の特例に関する法律案 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案 外国人登録法案 一、去る四月三十日議員から提出した議案は次の通りである。 教育施設の復旧、確保に関する決議案(甲木保君外二十三名提出) 一、去る四月三十日委員会に付託された議案は次の通りである。 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(稲田直道君外八名提出、衆法第三五号) 一、去る四月三十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 衆議院議員竹村泰良一君提出不完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問に対する答弁書 衆議院議員梨木作次郎君提出超過供米代金等の免税に関する質問に対する答弁書	用する地区を定める法律案(稲田直道君外八名提出) 一、去る一日議員から提出した議案は次の通りである。 信用金庫法施行法の一部を改正する法律案(佐藤重雄君外二十二名提出) 市の警察維持の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出) 一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。 産業教育振興法の一部を改正する法律案(若林義孝君外二十二名提出、衆法第三六号) 文部委員会 付託 一、去る二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 産業教育振興法の一部を改正する法律案(若林義孝君外二十二名提出) 一、去る四月二十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問主意書(林好次君提出) 一、去る四月八日内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員竹村泰良一君提出不完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問に対する答弁書 衆議院議員梨木作次郎君提出超過供米代金等の免税に関する質問に対する答弁書
一、去る四月二十八日議員から提出した議案は次の通りである。 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(稲田直道君外八名提出) 産業教育振興法の一部を改正する法律案(若林義孝君外二十二名提出) 一、去る四月二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。 日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一七八号) 建設委員会 付託 一、去る四月二十八日参議院から同付された本院提出案は次の通りである。 信用金庫法の一部を改正する法律案 一、去る四月二十八日参議院から同付された内閣提出案は次の通りである。 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案 一、去る四月二十八日次の本院提出案(参議院同付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。	航空法案内閣提出第一七九号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基く行政協定の實施に伴う航空法の特例に関する法律案 (内閣提出第一八〇号) 以上二件 運輸委員会 付託	ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案 一、去る四月二十八日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。 日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めるの件 一、去る四月二十八日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 米穀の政府買入価格の特例に関する法律案 十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案 一、去る四月二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 公務員等の懲戒免除等に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う郵便法の特例に関する法律案	日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う水先法の特例に関する法律案 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案 外国人登録法案 一、去る四月三十日議員から提出した議案は次の通りである。 教育施設の復旧、確保に関する決議案(甲木保君外二十三名提出) 一、去る四月三十日委員会に付託された議案は次の通りである。 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(稲田直道君外八名提出、衆法第三五号) 一、去る四月三十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 衆議院議員竹村泰良一君提出不完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問に対する答弁書 衆議院議員梨木作次郎君提出超過供米代金等の免税に関する質問に対する答弁書	用する地区を定める法律案(稲田直道君外八名提出) 一、去る一日議員から提出した議案は次の通りである。 信用金庫法施行法の一部を改正する法律案(佐藤重雄君外二十二名提出) 市の警察維持の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出) 一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。 産業教育振興法の一部を改正する法律案(若林義孝君外二十二名提出、衆法第三六号) 文部委員会 付託 一、去る二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 産業教育振興法の一部を改正する法律案(若林義孝君外二十二名提出) 一、去る四月二十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問主意書(林好次君提出) 一、去る四月八日内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員竹村泰良一君提出不完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問に対する答弁書 衆議院議員梨木作次郎君提出超過供米代金等の免税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員梨木次郎君提出小松飛行場の施設区域の決定に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

不完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問主意書

一 昭和二十七年三月一日以降、不完全保有農家の保有米消費基準量を

年令別 旧 新
○才—五才未満
一合 一・三合

五才—一五才未満
三・五合 二・三合

一五才以上 三・八合 二・五合
平均 三・五合 二・三合

とする各都道府県経済部長の通牒が出されているが、これは政府の指示によるものであるか。又、政府の指示によるものであるとすれば、いかなる理由及び根拠に基くか。

二 その通牒によれば、この措置によつて生じた消費減量を、クローブンによる穀類の配給によつて補おうとしているが、政府は麦の配給統制を近く廃止すると言明している現在、これは不完全保有農家に

対する事実上の米食率切下げであるが、政府の考えはどうか。

三 このような米食率の切下げは、不完全保有農家の支出増になると同時に、事実上、農業労働を食糧の面から圧迫し、収穫期等における労働能力の低下を招来する虞れがあるが、政府は、収穫期等繁忙期に、不完全保有農家に対して国内産米による特別加配等の措置をとる考えはあるか、否か。

四 この不完全保有農家に対する米食率切下げを、不当にも不完全保有農家に対してのみ適用したものは、いかなる理由及び根拠に基くか。又、これが一般農家、一般消費者にまで波及されるようなことは将来にわたつてないか。

昭和二十七年四月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義朗

衆議院議員竹村奈良一君提出不完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹村奈良一君提出不

完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問に対する答弁書

一 不完全保有農家の保有米の消費に関する指示は、政府より各都道府県知事に対して指示したものであるが、これは従来からの不完全保有農家の米消費を消費基準量一人一日平均三合五勺を

変更したのではなく、その内訳としての米と麦の消費区分を明らかにしたものにすぎない。

二 不完全保有農家の保有食糧消費量は、米麦あわせて三合五勺と定められているが、その中米麦の消費率は、一応その保有率に應ずるもので、各農家の保有状況によつて全く区々であつたのであるが、これを全国的に整理したものであつて、米麦あわせての三合五勺の消費量を切り下げたものではない。

また、米喰率の切下げになるかどうかについては、この措置によつて不完全保有農家から現有の保有米を供出させる訳ではなく、従来、米麦あわせてそのいずれか保有している間は主食の配給を行わなかつたのに対して、麦類しか保有していない者に対しては米穀の配給を行い、消費の合理化を行

うものであり、不完全保有農家の米喰率を切り下げたものとは必ずしも言えない。

三 農産物加配については、目下検討中である。

四 消費者に対する米の配給量については、現行程度の配給を維持するよう努力したい。

右答弁する。

超過供米代金等の免税に関する質問主意書

政府は、供米促進のため供出促進奨励金、超過供出奨励金の交付の措置を講じてきたが、最近にいたり、匿名供出に対する免税措置を決定した。

早稲米地帯たる石川県の農民は、政府の要請に応ず、すでに相当量の超過供出をした。しかるに政府は匿名供出だけを免税とし、超過供出に関する課税方針がきわめて明確を欠き、そのため急いで供米した正直者が馬鹿を見、供米を減つていた者ほど、あとからの奨励制度にありつける結果となつてゐる。政府はすみやかに一般超過供出に対しても免税措置を講ずべきであると考え、次の諸点につき、その方針を明らかにされたい。

一 一般超過供出米代金並びにその奨励金に対する課税をどうするかの。

二 九〇%以上一〇〇%までの供出米代金並びにその奨励金も一般超過供出と同じように免税すべきであると思ふが、どうするかの。

三 匿名供出米代金並びにその奨励金に対する課税をどうするかの。

右質問する。

昭和二十七年四月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義朗

衆議院議員梨木次郎君提出超過供米代金等の免税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員梨木次郎君提出超過供米代金等の免税に関する質問に対する答弁書

所得税は、応能負担を建前としてゐるのであるから、各農家の所得を計算する場合においては、各種の奨励金ともより、開賣による収入金についても総収入金に算入しなければならぬものであるが、昭和二

昭和二十七年五月六日 衆議院會議録第三十八号 議長の報告

十六年産米については、供米確保のための異例的措置として、匿名による超過供出奨励金について、昭和二十七年所得算定上特に課税対象から除外する措置を講ずる予定である。

なお、その他の点について課税上どう扱うかは目下研究中である。右答弁する。

小松飛行場の施設区域の決定に
関する質問主意書

石川小松市にある元の軍の飛行場は講和発効後も、米国駐留軍の施設区域として、継続使用されるやに伝えられているが、予備作業班の交渉経過と見渡しをきたい。

右質問する。

昭和二十七年四月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 謙治殿

衆議院議員 栗木 作次郎君提出小松飛行場の施設区域の決定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 栗木 作次郎君提出小松飛行場の施設区域の決定に関する質問に対する答弁書

予備作業班における交渉経過
現在北海道、東北地区の施設に

對する米軍の希望の概略的説明に對し、日本側において検討中である。

二 小松飛行場についての見直し
北海道、東北以外の地区については、未だ交渉は行われておらず、従つて小松飛行場につき予測を下すことは困難である。
右答弁する。

衆議院會議録第二十九号中正誤

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

衆議院會議録第三十四号中正誤

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

衆議院會議録第三十五号中正誤

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正

頁 段 行 誤 正